

宍粟市都市計画マスタープラン 検討資料

目次

序章 基本的事項.....	1
1 都市計画マスタープランの基本的事項	1
2 目標年次と計画範囲	2
第1章 都市の現状と都市づくりの課題.....	4
1 上位・関連計画	4
2 対象区域の現状、動向	6
3 市民意向	14
4 都市づくりの課題	20
第2章 都市の将来像.....	25
1 将来像の理念	25
2 都市の将来像	26
3 人口フレーム	27
4 将来都市構造	29
5 都市づくりの基本方針	33
第3章 全体構想（分野別方針）.....	34
1 土地利用の方針	34
2 交通の方針	37
3 公園・緑地及び自然環境、歴史的文化的資源の方針	39
4 その他公共施設の方針	42
5 市街地・集落及び住環境の方針	43
6 防災及び減災の方針	45
7 景観形成の方針	47
第4章 地域別構想	} 次回以降の委員会で検討予定
第5章 都市づくりの推進方策	
資料編	
1 用語解説	49

序章 基本的事項

1 都市計画マスタープランの基本的事項

(1) 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」という。）」とは、都市計画法^{*}に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

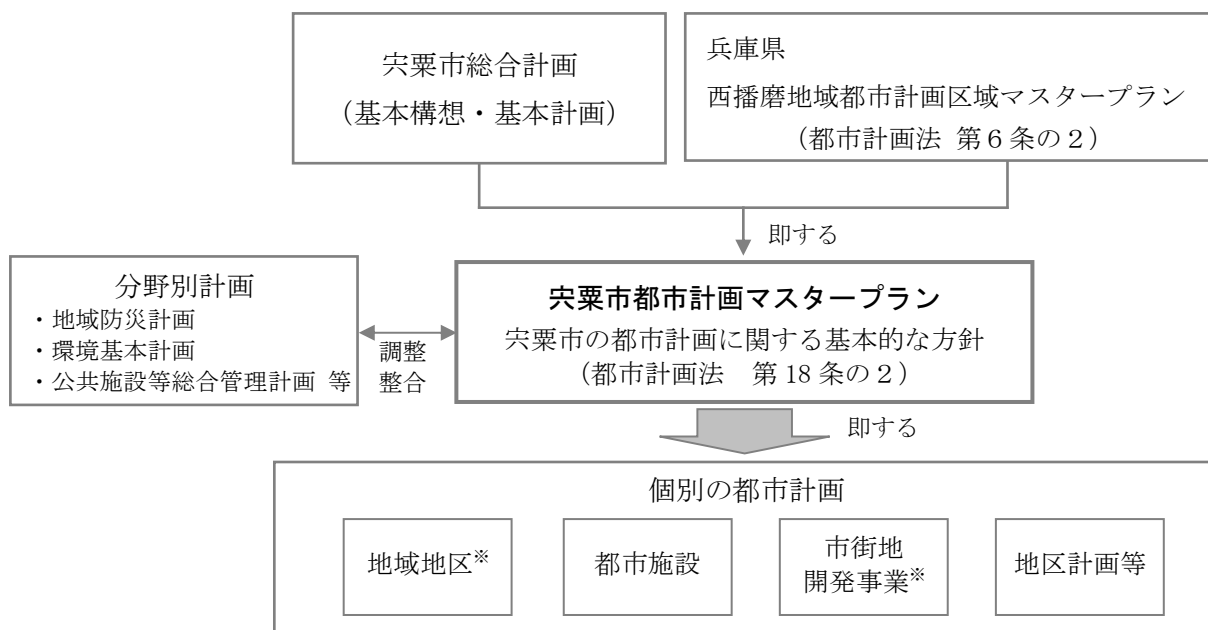
宍粟市の最上位計画である「宍粟市総合計画（以下、「総合計画」という。）」に基づき、都市計画区域^{*}におけるより具体的な都市づくりの方針を定めるものが都市マスです。

具体的な都市計画の決定や土地利用^{*}、開発行為^{*}等の規制誘導、地域のまちづくりの推進などの取組は、この都市マスに基づいて進められます。

(2) 都市マスの位置づけ

都市マスの位置づけは下図の通りです。

都市マスは、宍粟市のまちづくりにかかるすべての計画の基本となる総合計画及び兵庫県西播磨地域都市計画区域マスタープラン（山崎都市計画区域における土地利用や主要な都市計画の決定の方針などを体系的、総合的に示す「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」）に即して定めることとされています。



(3) 策定の背景

平成4年に社会の国際化・高度情報化等により産業構造の変化、高齢化・核家族化等による社会構造の変化が進展し、その一方で、ゆとりと豊かさを求めるなどライフスタイルも高度化・多様化してきたことから「市町村の都市計画に関する基本的な方針」が創設され、市町村自らが住民の参画のもと、都市の将来像や都市づくりの目標・課題、都市施設^{*}の整備方針、地域ごとの将来あるべき姿、実現に向けた方策を定めることとなりました。

これを受け山崎町では、平成10年3月に「活気と潤いのある、住みよい田園文化都市の形成」

を基本理念とする山崎都市計画マスタープランを策定しました。

その後、山崎都市計画マスタープランは策定から 20 年が経過し、山崎都市計画区域を含む山崎町が、一宮町、波賀町、千種町と合併して栄栗市が誕生するとともに、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、人々の生活ニーズの多様化、都市計画の見直し、厳しさを増す財政状況など都市（まち）を取り巻く状況は大きく変化し、右肩上がりの成長社会から成熟社会への転換を踏まえた経済・社会システムの見直しが求められています。また、地域活力の維持・発展に向けて、高齢者や障がい者、外国人等、誰もが暮らしやすく活動できるまちづくりを進める必要性が高まっています。

平成 28 年 3 月に兵庫県においては、令和 2 年を目標とする「西播磨地域都市計画区域マスタープラン 山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が改定され、本市においては目標年次が令和 7 年の「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を将来像の理念とする「第 2 次栄栗市総合計画」を策定しました。

これらを踏まえ、次世代につなぐ栄栗市の実現に向けた都市計画の基本的な方針として、実行・実現性のあるまちづくりを推進するため、山崎都市計画マスタープランの見直しを行うものです。

2 目標年次と計画範囲

（１）計画期間

都市マスは、おおむね 20 年先の都市の姿を見据えながら、今後 10 年間で優先的に整備するものを目標として示すことが望ましいとされています。計画には土地利用や都市基盤施設、地域のまちづくりの方針などを定めていますが、いずれも実現するには相当程度の時間を要するものばかりで、長期的な視点を持って継続的に取り組むことが求められます。

このため、次期都市マスで示す都市づくり・まちづくりの方針は、20 年先の、2040 年頃の都市の姿を展望する中で、策定から 10 年後の令和 12 年（2030 年）を目標年次とします。

（２）計画範囲

都市マスは、原則として都市計画区域を対象に策定するものです。栄栗市には山崎都市計画区域が含まれるため、この山崎都市計画区域を計画範囲とします。

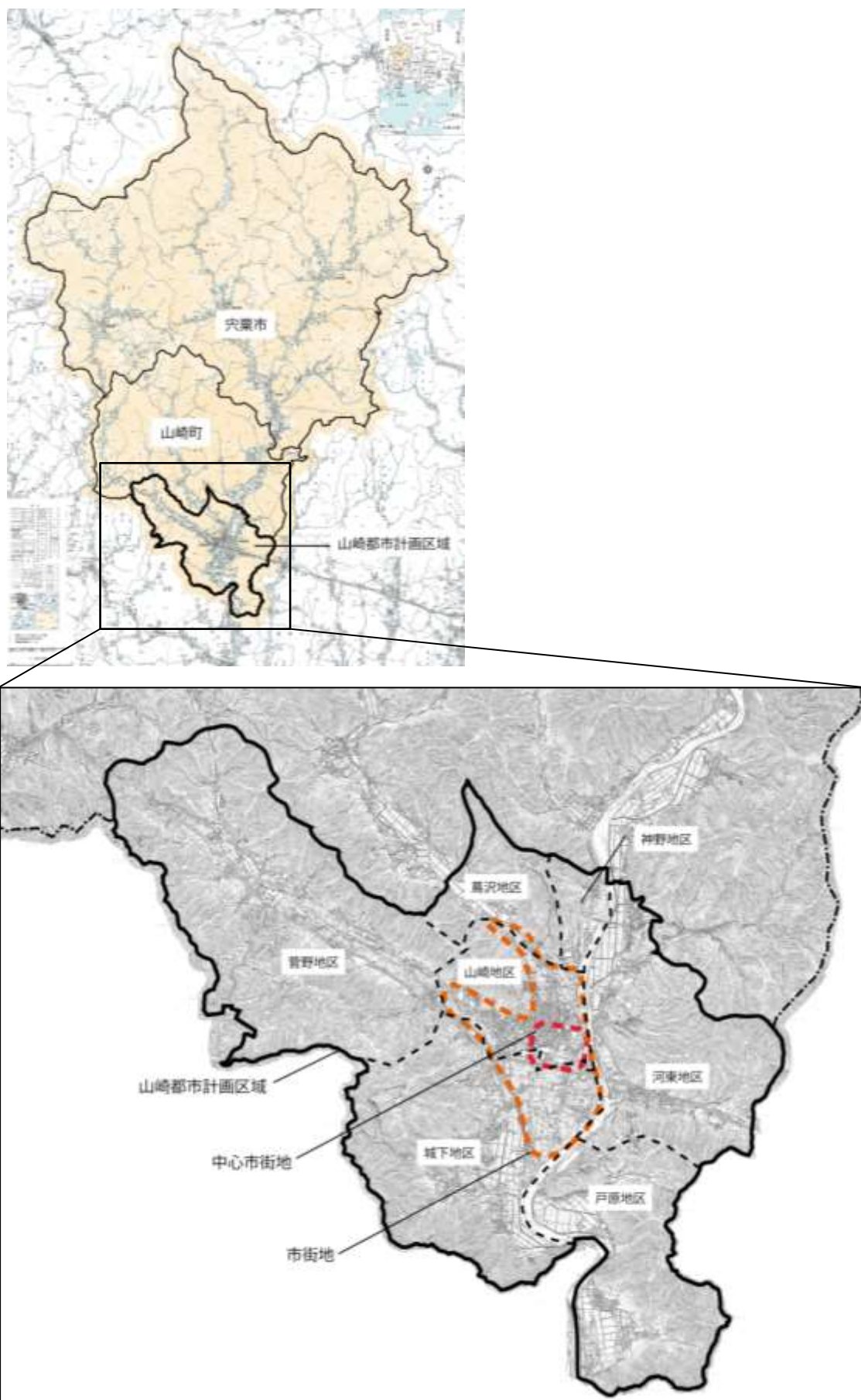
※用語の定義

本計画における「中心市街地」と「市街地」は以下のとおり定義します。

中心市街地	市役所をはじめ、行政・公共サービス、文化・交流、医療・福祉、商業・業務など様々な都市機能※が集積する範囲。
市街地	中国自動車の山崎インターを中心として住宅や商業・業務施設、工場等が建ち並ぶエリアで、概ね用途地域※の指定されている範囲。

また、山崎地区とは山崎町の範囲ではなく、山崎都市計画区域に含まれる 7 つの地区の一つである山崎地区のことを指します。

図 山崎都市計画区域等の位置



第1章 都市の現状と都市づくりの課題

1 上位・関連計画

(1) 宍粟市総合計画（平成28年（2016年）3月策定）

○計画期間

- ・基本構想：平成28年度～令和7年度
- ・前期基本計画：平成28年度～令和2年度

○宍粟市の最重要課題

- ・人口減少対策

○将来像の理念

- ・人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち

○将来の都市構造

- ・生活圏ネットワーク構想

町域を一つの生活圏と捉え、日常生活に必要な機能を備えた「生活圏の拠点」を維持するとともに、集落と生活圏の拠点を結ぶ公共交通によるネットワーク化を充実させることにより、コンパクトなエリア内で日常生活に必要な機能が確保できる生活圏ネットワーク構想を長期的に形成することをめざしていきます。

- ・人口流出抑制のダム機能

第1のダム機能

市民生活に必要な施設、機能を集約した「生活圏の拠点」を構築し、公共交通ネットワークを充実させることで、誰もが安心して地域に住み続けることができる地域づくりを進めていきます。

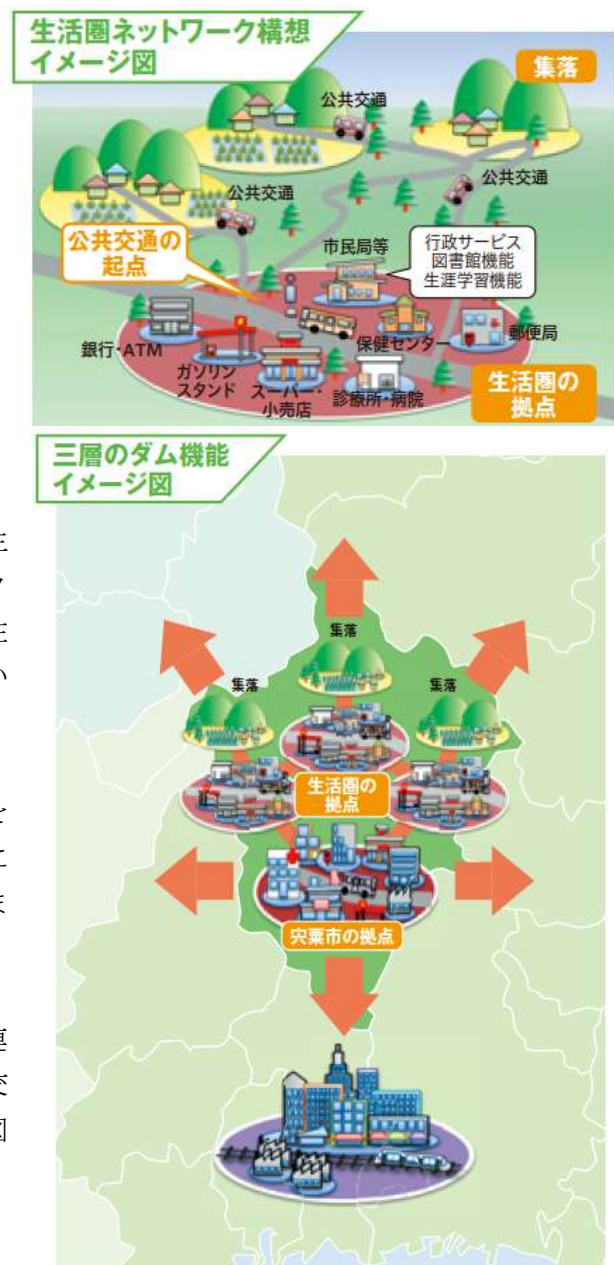
第2のダム機能

大型店舗、総合病院などがある市役所周辺を「宍粟市の拠点」として持続・充足することにより、市外への人口流出の抑制を図っていきます。

第3のダム機能

近隣市町や姫路市を中心とした播磨圏域連携中枢都市圏*等と産業・観光の振興、公共交通のネットワーク化の充実など連携強化を図り、人口流出の抑制を図っていきます。

- ・公共交通のネットワーク化



市内公共交通ネットワークの充実

集落・生活圏・拠点を路線バスで結ぶ公共交通のネットワーク化により、市民生活の利便性の向上を図っていきます。

市外公共交通ネットワークの充実

高速バスの便数や広域バス路線網の充実による通勤・通学、観光に訪れる方の利便性の向上を図っていきます。

都市計画マスタープランにおいては、市人口流出抑制の第1のダム機能、第2のダム機能として、以下の施設等を想定します。

ダム機能	対応する都市機能	主な施設
第1のダム機能	生活圏の拠点として日常生活に必要な都市機能	市民協働センター、小型商業施設、金融機関、診療所、福祉施設、子育て支援施設、学校、住宅等
第2のダム機能	宍粟市の拠点として全市的に高度な都市機能	市役所、大型商業施設、業務施設、金融機関、総合病院、福祉施設、子育て支援施設、教育・文化施設、住宅、交通ターミナル施設等

(2) 宍粟市人口ビジョン（平成27年（2015年）12月策定）

○対象期間

- ・令和42年（2060年）

○人口の将来展望

- ・令和42年（2060年）の人口33,000人をめざす

(3) 宍粟市地域創生総合戦略～森林から創まる地域創生～（平成27年（2015年）12月策定）

○総合戦略の期間

- ・平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの5年間

○定住促進重点戦略

- ・【住む】集落・地域の活性化と宍粟市への移住支援
- ・【働く】雇用の創出と就職支援
- ・【産み育てる】少子化対策
- ・【まちの魅力】選ばれるまちづくり

後期基本計画にあわせて改定
作業中
改定後に差し替え予定

2 対象区域の現状、動向

(1) 位置、地勢

- ・宍粟市は兵庫県中西部に位置し、北は養父市・鳥取県、東は朝来市・神河町、南は姫路市・たつの市、西は佐用町・岡山県と接しています。
- ・京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道 29 号が地域内で交差する西播磨内陸の交通の要衝となっており、中国自動車道山崎インターから姫路市まで約 30km、神戸まで約 100km、大阪まで約 140km の位置関係にあります。
- ・市域は、東西方向約 32km、南北方向約 42km で、行政面積は 658.54 km²となっています。兵庫県内で第 2 位の約 7.8% の広さを有し、その約 9 割を森林が占めています。
- ・山崎都市計画区域は宍粟市の南部に位置し、その面積は 4,901ha で市域の約 7.4% を占めます。

図 宍粟市と山崎都市計画区域の位置



出典：宍粟市HP

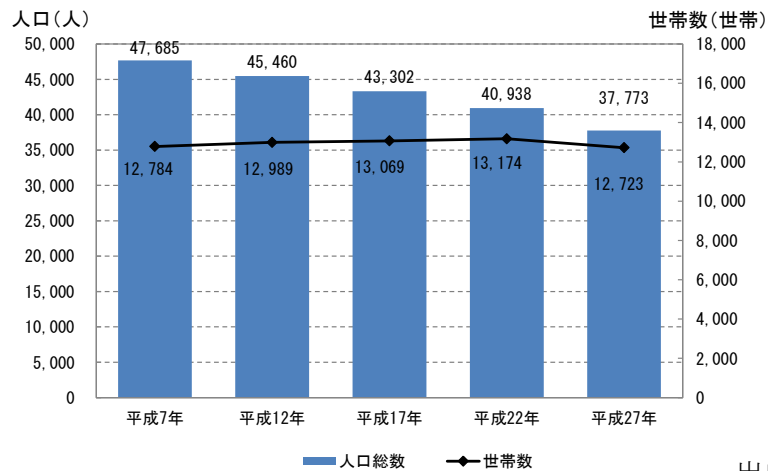
(2) 歴史

- ・本市は4つの町（宍粟郡山崎町・同一宮町・同波賀町・同千種町）が平成17年4月1日に合併し、誕生しました。
- ・奈良時代に編纂された「播磨国風土記」によると、宍粟は7つの里をもって宍禾郡(しきはのこおり)として建郡されました。風土記に記された播磨の国の開拓神「伊和大神」の本拠地である歴史と伝説のふるさとであり、古代からの遺跡をはじめ、南北朝時代から戦国時代にかけての史跡や伝統的な祭り、また、神話・伝説なども多数残されています。

（３）人口・世帯数

- ・平成 27 年時点で宍粟市の人口は 37,773 人、世帯数は 12,723 世帯であり、人口は減少傾向にあります。
- ・世帯数は増加が続いていましたが、平成 22 年から平成 27 年にかけては減少に転じました。
- ・平成 30 年の山崎都市計画区域の人口は約 17,600 人で宍粟市の人口の 5 割弱を占めており、用途地域内外ともに減少傾向にありますが、都市計画区域外はより強い減少傾向にあります。

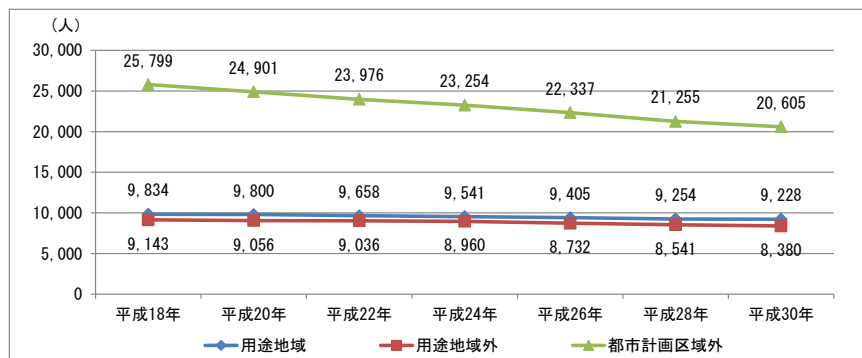
図 宍粟市の人口の推移



出典 国勢調査

図 地区別人口の推移

図 山崎都市計画区域及び都市計画区域外の人口の推移※



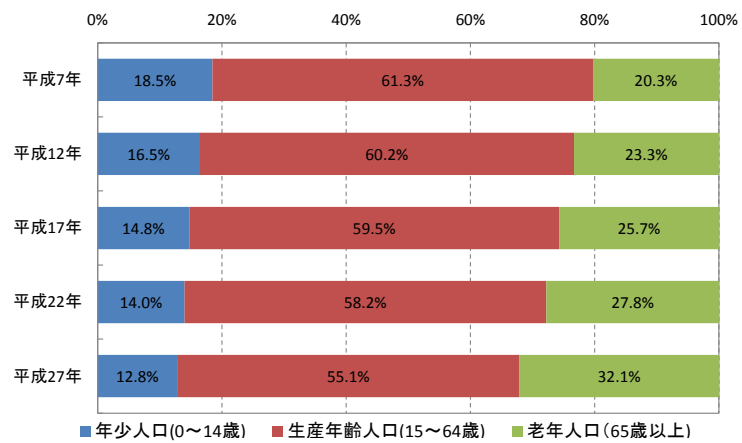
出典 住民基本台帳

※山崎都市計画区域及び都市計画区域外の人口の推移は行政区単位で集計しており、一つの行政区に用途地域内・外が含まれる場合は人口を二等分している。

（４）年齢構成別人口

- ・本市の年齢 3 区分別人口の構成比は、平成 27 年時点で、年少人口が 12.8%、生産年齢人口が 55.1%、老年人口が 32.1%となっています。
- ・町別の年齢構成比をみると、波賀町、千種町では老年人口比率が 39%以上となっており、特に高齢化が進んでいます。

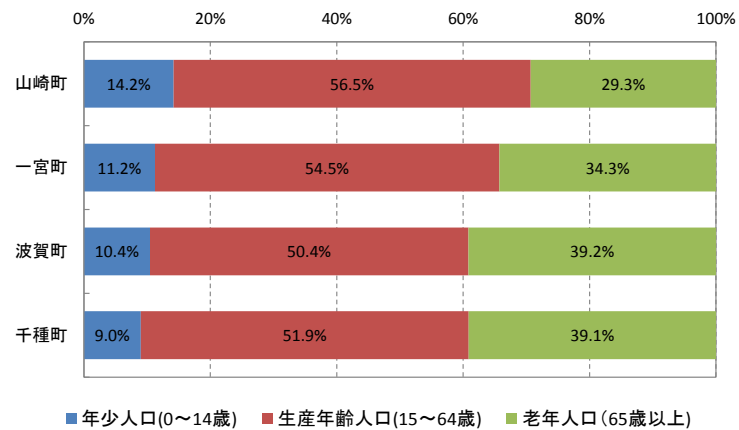
図 中央市の年齢3区分別人口構成比の推移



※四捨五入により合計が100.0%とならないことがある。

出典 国勢調査

図 町別年齢3区分別人口構成比（平成27年）

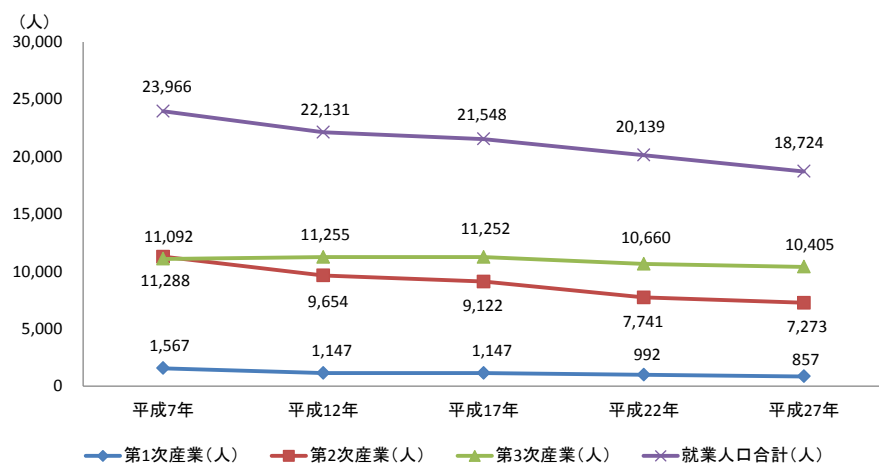


出典 国勢調査

(5) 産業

- ・本市で就業する就業人口総数は、平成 27 年で 18,724 人となっており、平成 7 年以降減少傾向にあります。
- ・産業 3 分類別の就業者人口は第 1 次・第 2 次産業は減少傾向、第 3 次産業はほぼ横這いの傾向にあります。

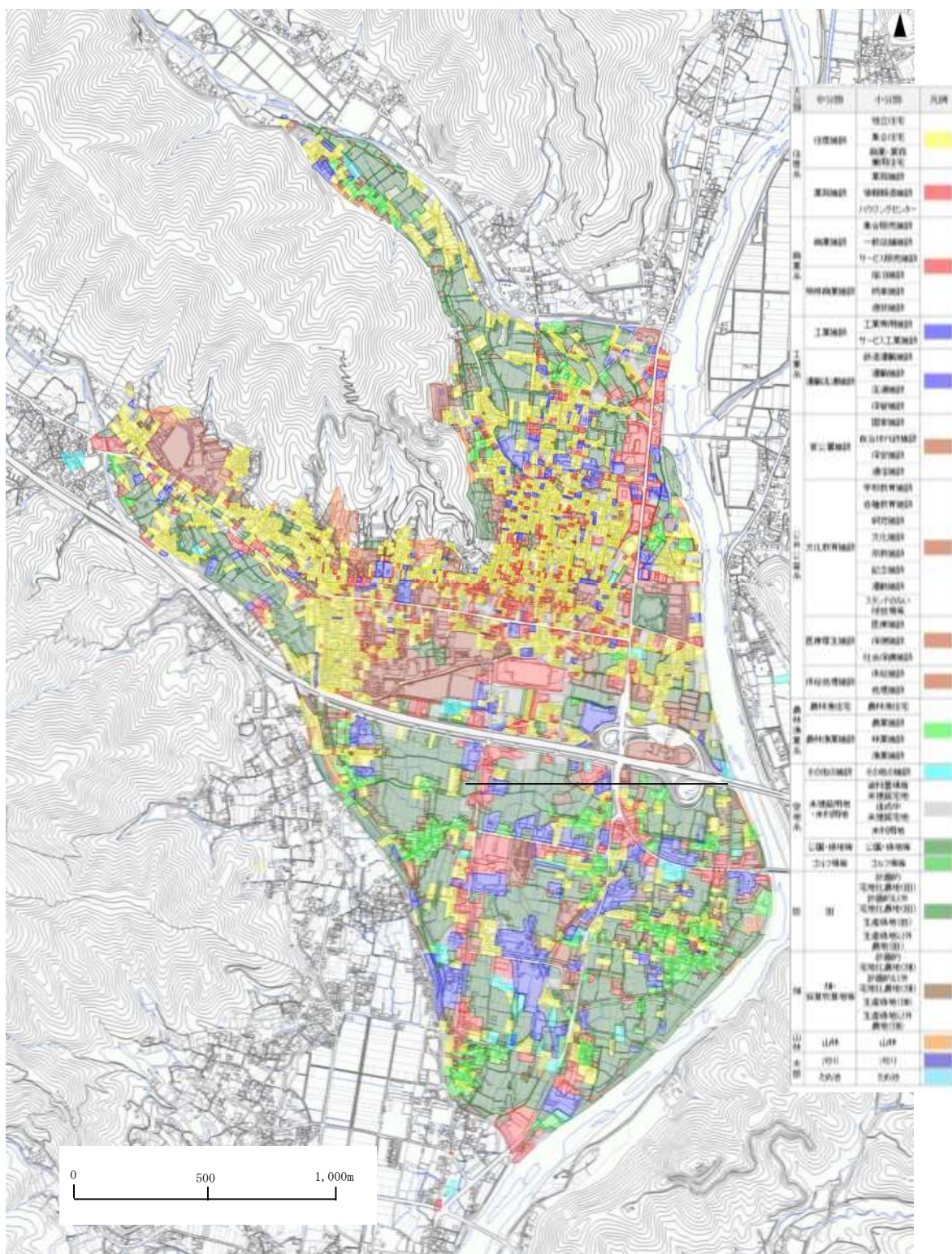
図 中央市の産業分類別就業人口の推移



出典 国勢調査

- ・山崎都市計画区域の用途地域指定のあるエリアで、山崎インターの北側は市街地が形成されており、住宅地となっているほか、幹線道路沿い等に商業施設、業務施設等が立地しています。
- ・山崎インターの南側の市街地では、道路沿道に工場や住宅等が立地していますが、接道条件が整わないところでは農地が残り、市街化が進まず土地利用が混在している状況です。
- ・用途地域指定がされていないエリアは農地、山林等となっています。

図 土地利用現況（平成 26 年）



(7) 法規制状況

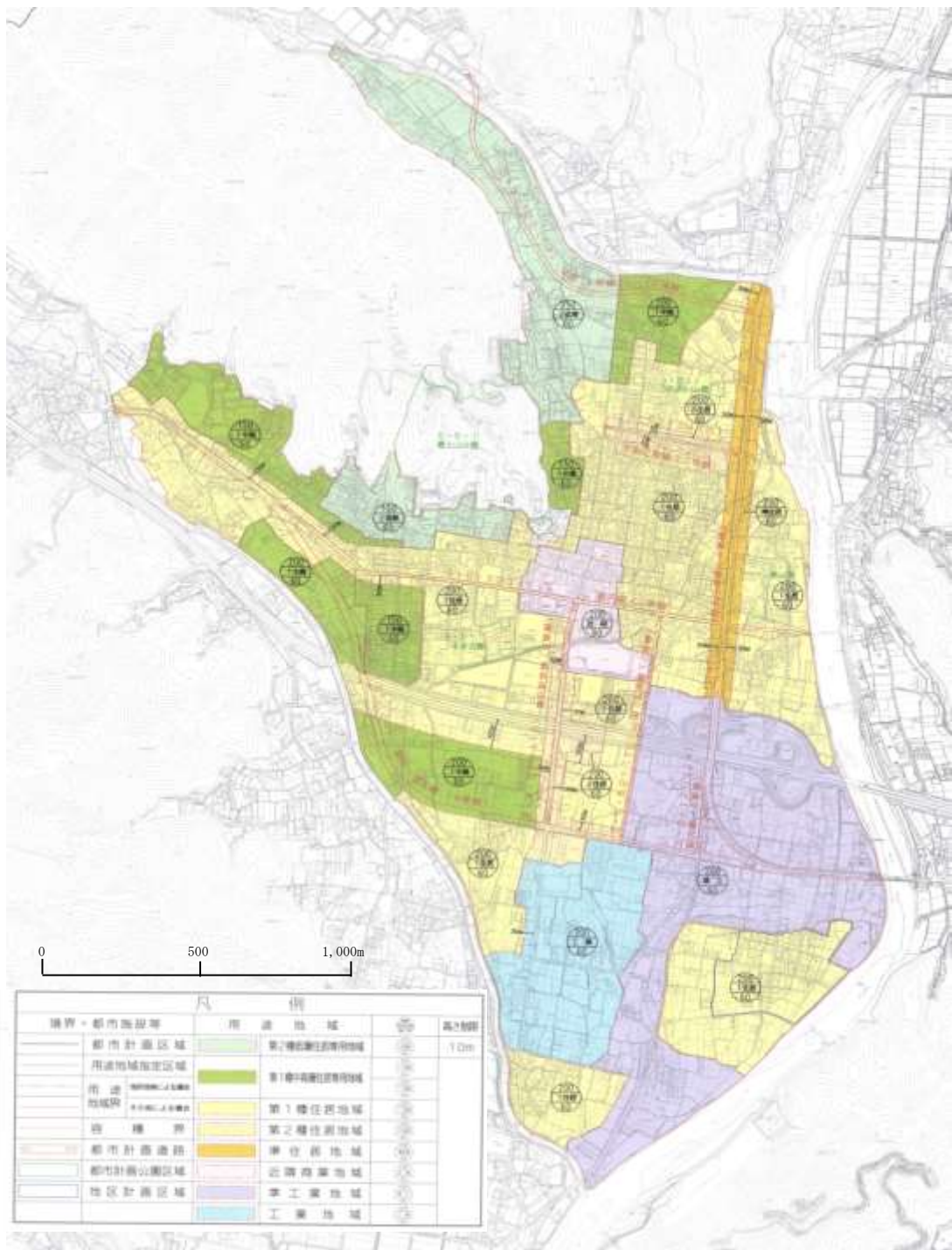
- ・山崎都市計画区域は、既成市街地又は市街化を図る区域である「市街化区域」や市街化を抑制する「市街化調整区域」の区分は定められていません。
- ・建築物の用途等の制限対象となる用途地域は、399ha が指定されており、最も面積が広い第1種住居地域を含め住居系用途地域が約72%を占めています。
- ・地区計画※は野地区の1地区で指定されており、住宅地区として農業、商業、軽工業機能が調和した良好な都市環境の保全、形成が図られています。

表 用途地域の指定面積

用途地域	面積(ha)	比率(%)
第2種低層住居専用地域	41	10.3
第1種中高層住居専用地域	52	13.0
第1種住居地域	168	42.1
第2種住居地域	13	3.3
準住居地域	12	3.0
近隣商業地域	12	3.0
準工業地域	73	18.3
工業地域	28	7.0
計	399	100.0

出典 都市計画現況調査

図 山崎都市画総括図（用途地域指定のあるエリアの拡大図）

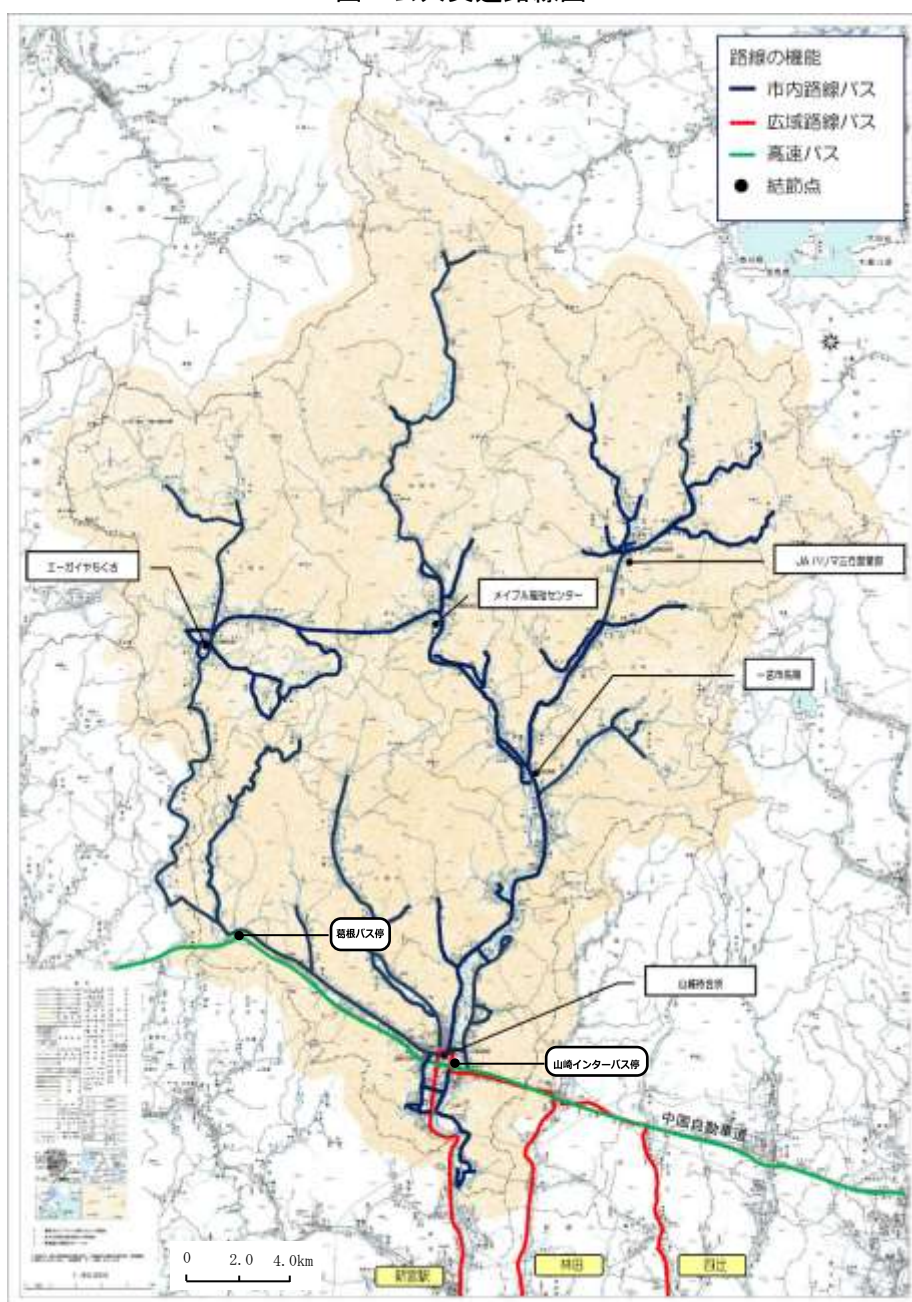


出典 穴栗市都市計画総括図

(8) 都市交通

- ・本市の公共交通は、神姫バス(株)、(株)ウエスト神姫及び篠陽タクシー(有)が運行する路線バスと(株)ウエスト神姫が運行する高速バスがあります。
- ・広域都市間交通としては、中国自動車道を運行経路とする高速バスがあり、山崎待合所と神戸三宮と直接結ぶバスのほか、中国自動車道上では、「山崎インター」バス停、本市西端にある「葛根」バス停と新大阪駅・大阪駅、京都駅、岡山県の津山市方面を結ぶバスが運行されています。
- ・市内では1回の乗車運賃が定額 200 円の路線バスが、(株)ウエスト神姫、篠陽タクシー(有)によって運行されており、公共交通空白地が解消されています。
- ・市内から市外へのバスの乗り継ぎは、山崎待合所を拠点として行われており、この待合所が交通の結節点としての役割を果たしています。

図 公共交通路線図



路線バス

出典 宍粟市資料

3 市民意向

宍粟市都市計画マスタープランの改定にあたり、宍粟市の将来のまちづくり、お住まいの地域の状況などに関する市民の思いや考え方を伺い、その基礎資料とするために市民意向調査を実施しました。

(1) 調査概要

調査地域	山崎都市計画区域に含まれる以下の地区 ・山崎、城下、戸原の全域 ・河東地域、神野地域、蔦沢地域、菅野地域の一部
調査対象	山崎都市計画区域に在住の18歳以上の方2,000人
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成31年2月1日発送、2月15日締切 ※2月22日到着分まで集計対象とした。
調査項目	1. お住まいの地域について 2. お住まいの地域でのふだんの暮らしの様子について 3. まちの将来像について 4. 今後の居住意向について 5. 身近な地域のコミュニティ活動について 6. 回答者属性
配布・回収状況	配布数 2,000通 回収数 985通 回収率 49.2% 集計対象数 958通（平成31年2月22日までに回収したもの）
留意点	集計は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを示している。したがって、数値の合計が100.0%にならない場合がある。 回答の比率（%）は、その質問の回答者数を基数として算出している。したがって、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超えることがある。 設問指示に従わない回答（単数回答の設問に複数回答しているなど）は無効としている。

(2) 調査結果（一部抜粋）

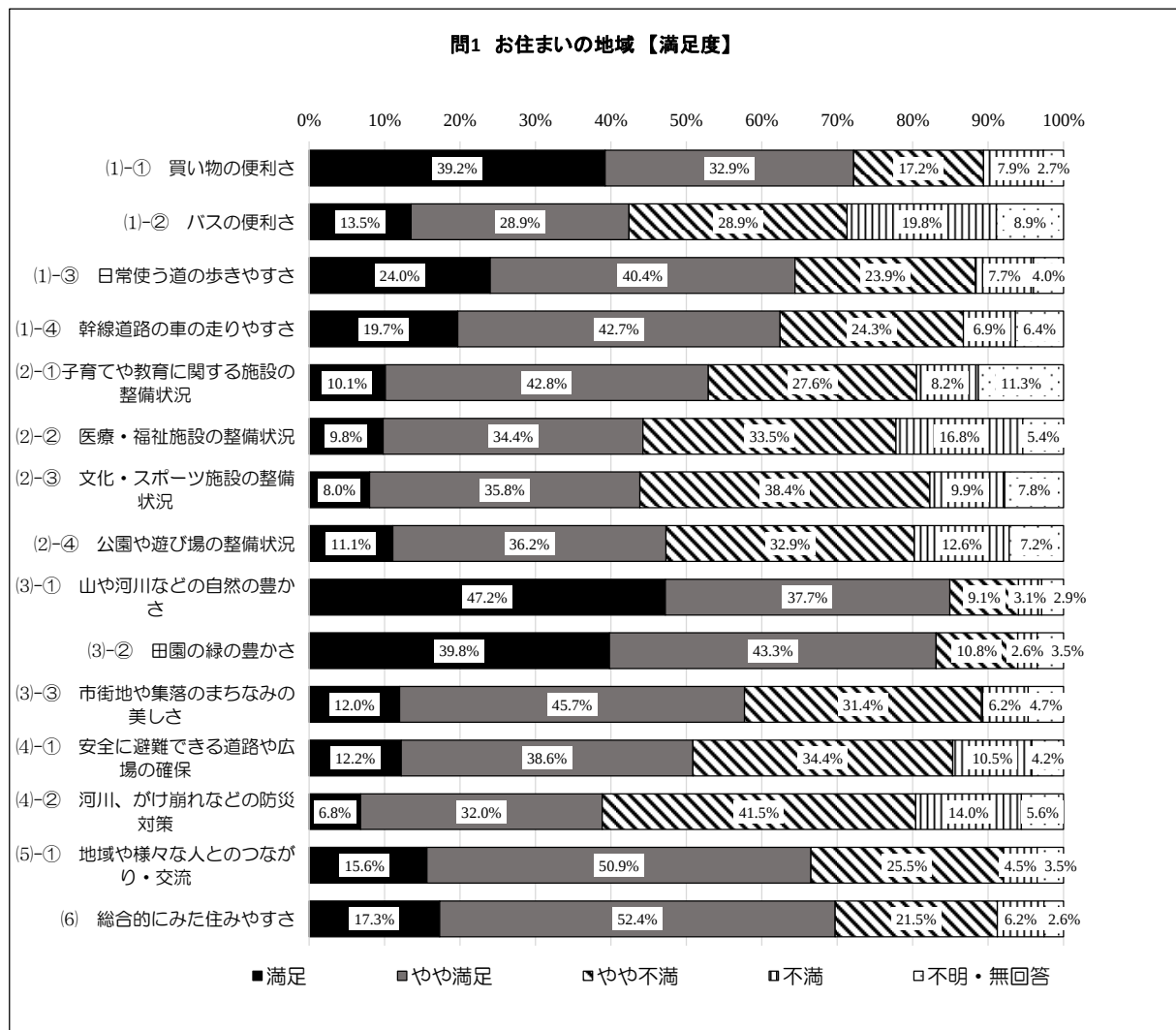
問 現在あなたが住まいの地域※に関する以下の項目について満足されていますか。また、その項目は今後の宍粟市のまちづくりにおいて重要だと思いますか。

【満足度と重要度についてそれぞれの評価項目ごとに1つずつ番号に○】

※ここでの「住まいの地域」とは、山崎地域、城下地域、戸原地域、河東地域、神野地域、蔦沢地域、菅野地域の中であなたが住まいの地域のことです。

※グラフの「平均」は、満足度については、選択肢の「満足」＝3点、「やや満足」＝1点、「やや不満」＝－1点、「不満」＝－3点、重要度については、選択肢の「重要である」＝3点、「やや重要」＝1点、「あまり重要でない」＝－1点、「重要でない」＝－3点、として平均値を出したものである。

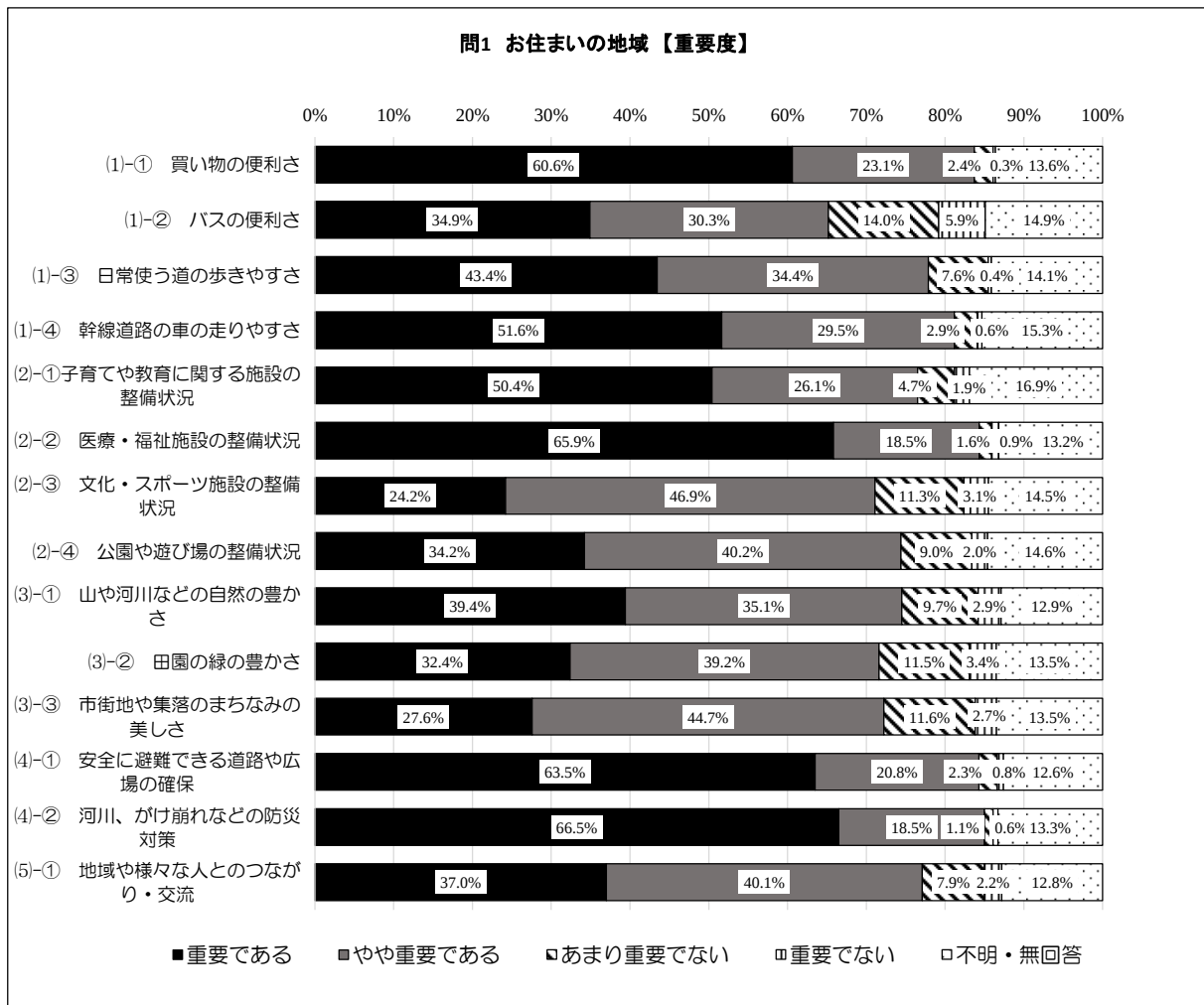
【満足度】



「満足」と「やや満足」の合計が多いのは、「(3)-① 山や河川などの自然の豊かさ」「(3)-② 田園の緑の豊かさ」「(1)-① 買い物の便利さ」などです。逆に、「不満」と「やや不満」の合計が多いのは、「(4)-② 河川、がけ崩れなどの防災対策」「(2)-② 医療・福祉施設の整備状況」「(1)-② バスの便利さ」などです。

自然や緑の豊かさ、買物の便利さは満足できているものの、災害への対策や公共交通や公共施設の整備に関しては、満足できていないと考えられます。

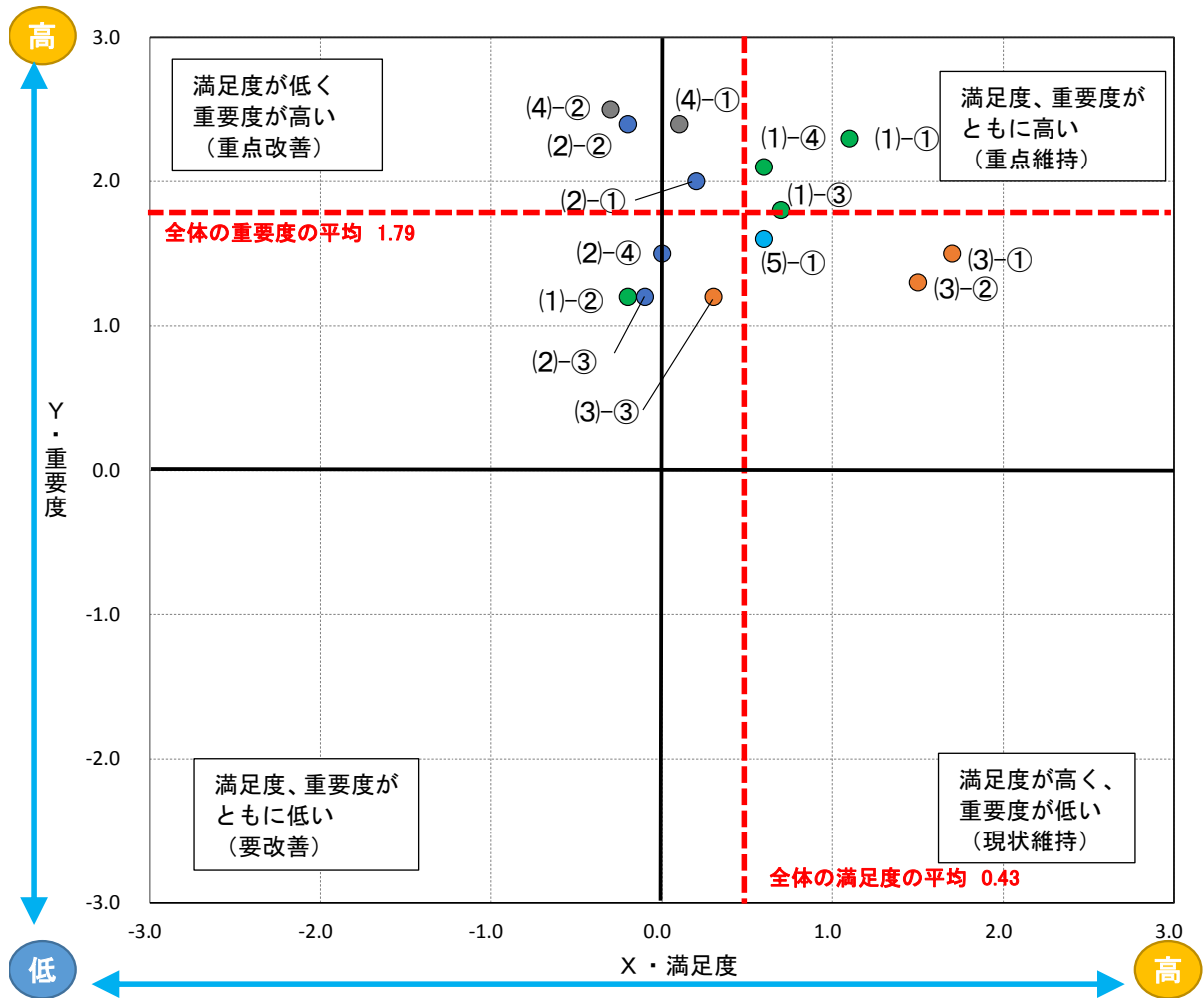
【重要度】



「重要である」と「やや重要である」の合計多いのは、「(4)-② 河川、がけ崩れなどの防災対策」「(2)-② 医療・福祉施設の整備状況」「(4)-① 安全に避難できる道路や広場の確保」「(1)-① 買い物の便利さ」などです。逆に、「重要でない」と「あまり重要でない」の合計が最も多いのは、「(1)-① バスの便利さ」ですが、すべての項目で「重要である」と「やや重要である」の合計が「重要でない」と「あまり重要でない」の合計より多くなっていることから、多くの市民がこれらの項目に対し重要であると考えています。

【満足度×重要度】

お住まいの地域に関する各項目の満足度・重要度の評価について、先に算出した平均値による散布図を作成しました。



	満足度	重要度
(1)-① 買い物の便利さ	1.10	2.30
(1)-② バスの便利さ	-0.20	1.20
(1)-③ 日常使う道の歩きやすさ	0.70	1.80
(1)-④ 幹線道路の車の走りやすさ	0.60	2.10
(2)-① 子育てや教育に関する施設の整備状況	0.20	2.00
(2)-② 医療・福祉施設の整備状況	-0.20	2.40
(2)-③ 文化・スポーツ施設の整備状況	-0.10	1.20
(2)-④ 公園や遊び場の整備状況	0.00	1.50
(3)-① 山や河川などの自然の豊かさ	1.70	1.50
(3)-② 田園の緑の豊かさ	1.50	1.30
(3)-③ 市街地や集落のまちなみの美しさ	0.30	1.20
(4)-① 安全に避難できる道路や広場の確保	0.10	2.40
(4)-② 河川、がけ崩れなどの防災対策	-0.30	2.50
(5)-① 地域や様々な人とのつながり・交流	0.60	1.60
平均点	0.43	1.79

散布図は、右に行くほどお住まいの地域に対する各項目の満足度が高く、上に行くほど重要度が高くなっています。

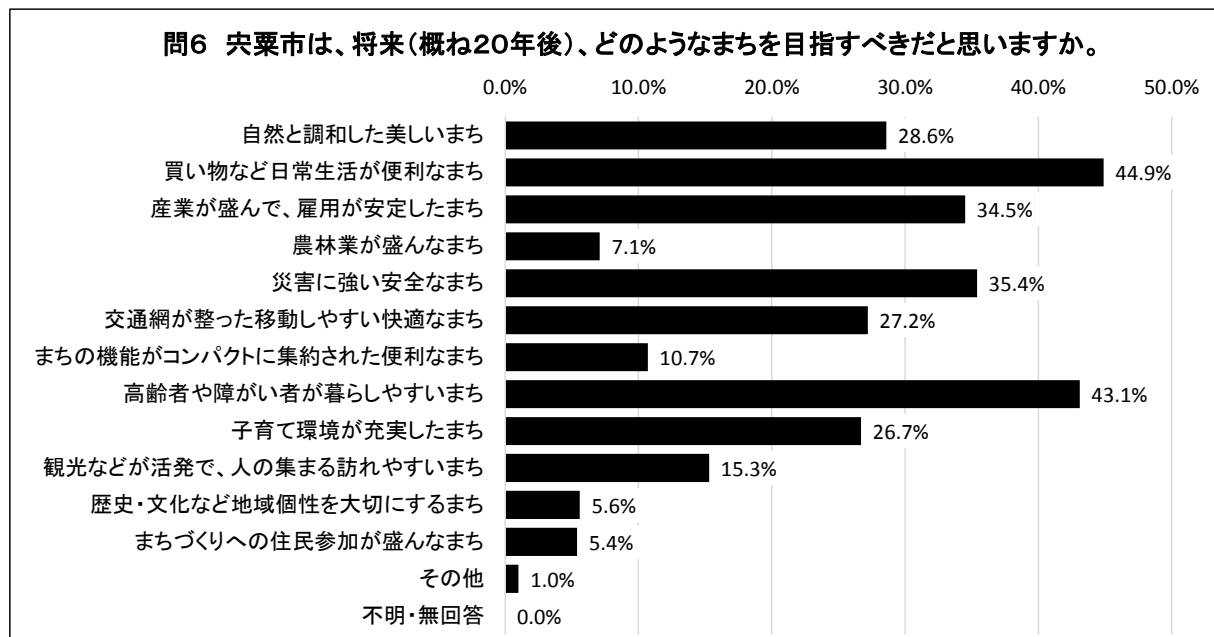
全体の満足度の平均は 0.43 で、重要度の平均は 1.79 でした。

多くの市民がすべての項目に対し重要度が高いと考えています。その中でも「(1)-② バスの便利さ」、「(2)-② 医療・福祉施設の整備状況」、「(2)-③ 文化・スポーツ施設の整備状況」、「(2)-④ 公園や遊び場の整備状況」、「(4)-② 河川、がけ崩れなどの防災対策」については、重要度は高いが満足度が低いことから重点的な改善が必要と考えられます。

また、「(3)-① 山や河川などの自然の豊かさ」、「(3)-② 田園の緑の豊かさ」、「(1)-① 買い物の便利さ」、「(1)-③ 日常使う道の歩きやすさ」、「(1)-④ 幹線道路の走りやすさ」、「(5)-① 地域や様々な人とのつながり・交流」については、満足度も高いことから今後も今の状態を維持していくことが必要と考えられます。

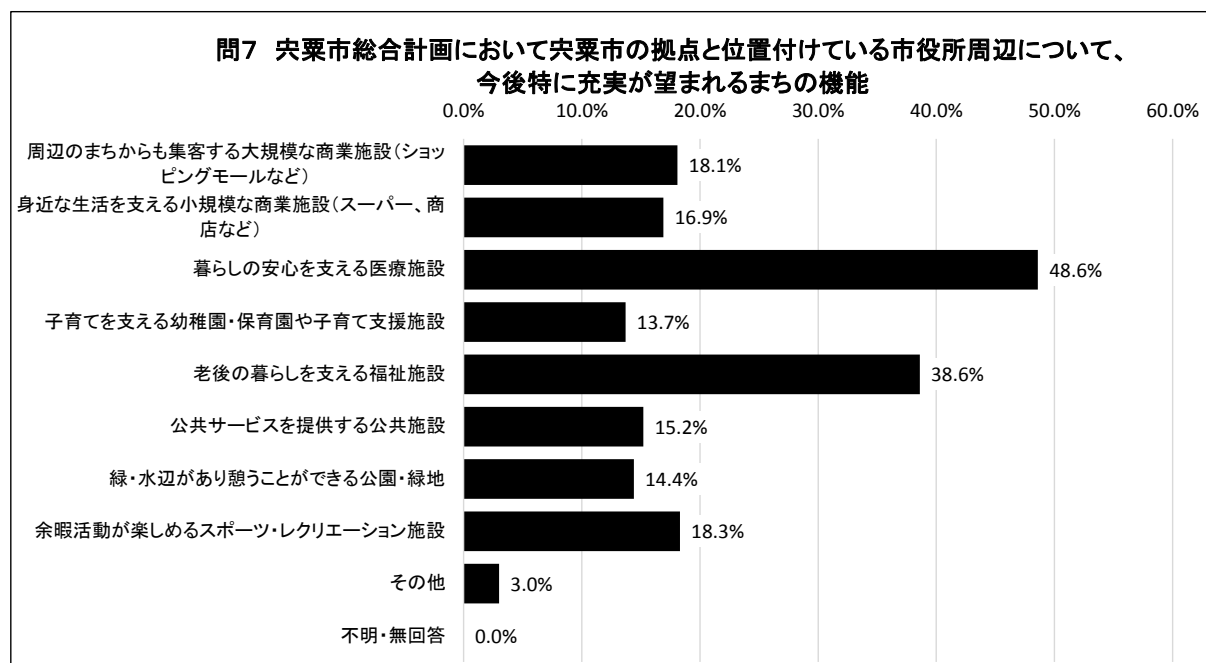
問 矢栗市は、将来（概ね 20 年後）、どのようなまちをめざすべきだと思いますか。

【3 つまで○】



全体で多く支持されたのは「買い物など日常生活が便利なまち」の 44.9%で、「高齢者や障がい者が暮らしやすいまち」が 43.1%、「災害に強い安全なまち」が 35.4%で続いています。

問 矢栗市総合計画において矢栗市の拠点と位置付けている市役所周辺について、今後特に充実が望まれるまちの機能をお答えください。【2つまで○】



全体で多く支持されたのは、「暮らしの安心を支える医療施設」の48.6%で、「老後の暮らしを支える福祉施設」が38.6%と続いています。

4 都市づくりの課題

宍粟市の現状・動向や上位計画等を踏まえると、今後の山崎都市計画区域の都市づくりにおいては、以下の課題に対応していく必要があります。

（１）人口減少・少子高齢化への対応

<現状>

宍粟市の人口は減少が続いており、平成 27 年の国勢調査では約 3.8 万人となっています。世帯数は増加が続いていましたが、平成 22 年から平成 27 年にかけて減少しており、一世帯あたりの人員は平成 7 年で 3.7 人だったのが平成 27 年には 3.0 人に減少しました。高齢化率は平成 7 年で 20.3%から平成 27 年で 32.1%となり、核家族化・少子高齢化が確実に進んでいます。

こうした人口の減少、世帯の小規模化、高齢化等の傾向は今後も続いていくものと予想されており、20 年後の令和 22 年には人口は約 2.2 万人、高齢化率は 47.3%となると推計されています。

山崎都市計画区域における人口も平成 20 年で約 1.9 万人、平成 30 年で約 1.7 万人と推移しており、全市と比べると緩やかですが減少傾向にあります。

<課題>

- 宍粟市における「人口流出抑制の第 2 のダム※」として機能するよう、都市機能の充実や良好な居住環境形成等を図っていく必要があります。
- 公共施設、都市施設等については、効果的な立地に配慮しながら必要な整備を行うとともに、長寿命化を図るなど既存のものの活用を図っていくストックマネジメントを重視していくことが必要です。
- 高齢者の増加や通学手段の確保等の観点等から都市機能が集積する市街地内や市街地と周辺集落等との移動の利便性を確保するため、公共交通ネットワークの維持が求められます。
- 公共施設、都市施設等のユニバーサルデザイン※化など全ての人々が安心して生活できる環境づくりが必要です。
- 人口減少・高齢化が著しい集落においても、日常生活に必要な生活サービス機能の維持が求められます。
- 定住促進に資する子育て支援施設や教育施設の整備、充実が求められます。
- 地域コミュニティにおいては、地域組織の担い手不足などによるコミュニティの弱体化への対応が必要です。
- 将来的に厳しい財政状況が見込まれる中、税収増につながるまちづくりを進めるとともに、各種の事業の実施にあたっては、その費用対効果を見極めつつ効率的に進めていくことが必要です。

※人口流出抑制の第 2 のダム：宍粟市総合計画において、人口流出の抑制を図るための都市構造の考え方をダムに例えたもの。第 2 のダムとは、大型店舗、総合病院などがある市役所周辺を「宍粟市の拠点」として持続・充足することにより、市外への人口流出の抑制を図っていく。なお第 1 のダムは、市民生活に必要な施設、機能を集約した「生活圏の拠点」を構築し、公共交通ネットワークを充実させることで、誰もが安心して地域に住み続けることができる地域づくりを進めていくこと、第 3 のダムは、近隣市町や姫路市を中心とした播磨圏域連携中枢都市圏等と産業・観光の振興、公共交通のネットワーク化の充実など連携強化を図り、人口流出

の抑制を図っていくことを示す。

（２）都市のにぎわいと活力の創出

＜現状＞

山崎インター周辺においては、市役所をはじめ、行政・公共サービス、文化・交流、医療・福祉、商業・業務などが立地しており、本市の中心市街地が形成されています。山崎インター南側の市街地では、高速道路へのアクセスの良さを活かした工場等が立地しており、本市の自立性と成長力を支える産業集積拠点の形成が期待されていますが、接道条件が整わないところで農地が残り、土地利用が混在している状況です。用途地域指定がされていないエリアは農地や山林が多くなっています。

市街地やその周辺には城跡や社寺などの歴史的文化的資源や国見の森公園や最上山公園があり、本市の魅力を高める要素となっています。

＜課題＞

- 様々な都市機能が集積している中心市街地では、都市機能の充実や中心拠点としての魅力の向上などによるまちのにぎわい創出と利便性向上が必要です。
- 山崎インター周辺においてはその立地特性を踏まえ、来訪者用の駐車場整備や土地利用の促進に向けた道路基盤等のインフラの充実が求められます。
- 自然、歴史的文化的資源等の観光的な活用等によって市内外の連携・交流活動を促進するとともに、市内経済の活力創出につなげていく必要があります。

（３）都市機能、生活サービス機能と市内外の交通ネットワークの充実

＜現状＞

本市の行政機能としては、宍粟市役所のほか一宮、波賀、千種に市民局が立地しています。

中心市街地には、全市的な都市機能として、市役所や防災センター、文化会館などの公共施設のほか大型商業施設等が集積しており、各市民局周辺には、小規模な商業施設や福祉サービス施設など一定の生活サービス機能の集積が見られます。

国道、県道を軸とした道路網が形成されていますが、橋梁など一部施設の老朽化が進んでいます。都市計画道路※は８路線が指定されていますが、整備済みは一部にとどまっています。下水道はほぼ１００％整備済みで、都市計画公園※は一部未供用となっている最上山公園以外は整備済みです。

中国自動車道と連絡する形で播磨自動車道の整備が進められています。

交通ネットワークとしては、大阪・京都、津山方面、神戸三宮方面とを結ぶ中国自動車道を利用した高速バスが運行されているほか、宍粟市内および周辺市とを結ぶ路線バスが運行されています。山崎インターの近くには駐車場が確保されており、自家用車と高速バスを利用するパークアンドライド※が実施されています。

市内では定額の路線バスが運行されており、交通空白地はありません。

＜課題＞

- 人口減少・少子高齢化の進行や財政状況の悪化などの社会環境が大きく変化する中において、持続可能な地域を実現するには、全市的な都市機能と生活に身近な生活サービス機能の適切な役割分担とそれぞれの機能の充実が必要です。
- 中心市街地においては、市の拠点としての全市的な都市機能の集積、強化を図っていく必要があります。
- 市街地以外では、居住場所に限らず誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるように生活サービス機能の確保、充実が求められます。
- 住民の日常生活や経済活動が広域化し、住民ニーズが多様化・高度化する中では、民間活力の導入や周辺市町、播磨圏域連携中枢都市圏などとの機能分担や機能連携を検討する必要があります。
- 拠点における都市機能の利便性向上や集落の持続性確保の観点から、拠点間や拠点と集落を結ぶ交通ネットワークを維持・充実していく必要があります。
- 公共施設に関しては、社会環境や市民ニーズの変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の統廃合や再配置、有効活用、維持管理等を進めていく必要があります。
- 都市基盤については、必要な整備を進めるとともに、老朽化対策を含めた適切な維持管理を効率的・効果的に進めていく必要があります。
- 公園については、憩いや子どもの遊び場だけでなく、防災や観光・交流、地域コミュニティ活動など様々な観点から積極的に活用していく必要があります。

（４）地域特性に応じた土地利用

<現状>

宍粟市の都市計画区域の土地利用は、市街地が広がる盆地と、その周囲の集落を含む農地、山林に分類できます。

山崎インター付近を中心に市街地が形成されており、北側は住宅や商業・業務施設、公共施設、南側は農地や工場、商業・業務施設が多く立地しています。用途地域界の縁辺部や用途地域指定がされていない都市計画区域では、農地が多く残っていますが、最近は耕作放棄地や太陽光パネルが増加しています。

かつて、城下山田地区では土地区画整理事業*が決定されていましたが、平成 27 年に社会経済情勢や土地利用の状況等を踏まえ長期未着手となっていた部分は廃止になりました。

空き家は増加しており、市全体の空き家は、平成 25 年時点で 1,211 件（市調査）だったのが平成 30 年では 1,389 件（市調査）となっています。

城下地区の工場跡地において、市内の医療機関の中枢である公立宍粟総合病院の移転新築が構想されています。

<課題>

- 市街地とその周囲の農地、山林という枠組みにおいて、それぞれの地域の特性を活かしながら、市の魅力や利便性を高めていく土地利用が必要です。
- 市街地については、中心市街地のにぎわいづくりや工場・事業所の操業環境づくりと土地利用の促進など地区の特性に応じた市街地環境の形成が必要です。

- 住宅地については、「人口流出抑制の第２のダム」として機能するよう安全・安心で良好な住環境の形成に向けて、空き家対策や日常生活機能の維持、生活基盤の充実、コミュニティの育成などが必要です。
- 農地、山林と集落については、農林業の生産環境や集落環境の維持・保全と観光・交流等の振興に資する土地利用、森林の緑豊かな自然環境の保全と活用、農地の耕作放棄地対策が必要です。
- 移転が予定されている公立宍粟総合病院については、市内各地からの新病院予定地へのアクセスや周辺のまちづくりを検討していく必要があります。また、移転後の跡地についても活用を検討していく必要があります。

（５）自然資源と歴史的文化的資源の保全・活用

<現状>

宍粟市は市域の多くを山林が占めており、都市計画区域においても山林のほか、公園・緑地、農地、河川などの個性豊かな自然環境も豊富に存在しています。これらの自然環境は身近に自然にふれられる場や、自然豊かな住環境を形成するだけでなく、二酸化炭素の吸収源や防災、景観形成、観光・交流などの観点からも重要な役割を果たしており、近年、環境問題、自然保護に対する意識が高まる中、環境面での取組が求められます。

山崎地区は、城下町として自然豊かな最上山の麓に町家や酒蔵、寺社など、歴史的な町なみ景観が形成されおり、歴史的景観形成地区※の指定に向けた取組が進められています。

<課題>

- 揖保川等の河川や山林などの自然環境を宍粟市らしい魅力ある地域資源として保全するとともに観光・交流、環境学習等の面から活用していく必要があります。
- 市街地においては、周囲の緑との調和したまちなみ形成を図るとともに、公園・緑地などの緑を身近な緑として維持管理し、潤いある生活環境づくりに活用していく必要があります。
- 公共交通や都市機能配置、ライフスタイルの変革など様々な面からの取組を進め、過度に自動車に依存しないで暮らせる低炭素型のまちづくりを進めていく必要があります。
- 山崎地区においては、地域の個性や活力の創出の観点から、伝統的建造物による歴史的なまちなみ景観の保全をするとともに観光・交流面での活用を図っていく必要があります。

（６）まちの安全・安心の確保

<現状>

近年は、兵庫県南部地震や東北地方太平洋沖地震などの大規模な地震が発生し、今後も発生が想定される東南海・南海地震や、市の南部を横断する山崎断層帯地震への備えを充実させ、被害をできるだけ出さず最小限に抑えるような取組が求められています。

台風・集中豪雨といった自然災害による被害も多発しており、山裾においては土砂災害警戒区域※、揖保川や伊沢川、菅野川の沿川等では浸水想定区域が指定されているほか、市街地や集落では、狭あい道路※が残るなど防災面に問題がある地区も存在します。また、少子高齢化の進行により地域防災力の低下と要援護者の増加への対策も危惧されています。

<課題>

- 土砂災害の危険な箇所について、避難体制等のソフト対策や急傾斜地対策整備等を進めていく必要があります。
- 河川等の維持・整備などによる治水対策を続けるとともに、堤防の点検を行う等、適切な維持管理を図る必要があります。
- 浸水状況に的確に対応した雨水幹線整備事業や既存排水施設の活用等による効果的な対策を進める必要があります。
- 建築物の耐震対策、狭あい道路の拡幅、老朽化した都市基盤施設の更新などによる災害に強い都市づくりを進めていく必要があります。
- 道路においては、その特性に応じた交通安全対策を進めていく必要があります。
- 市街地や集落においては、道路などの防災空間を確保していく必要があります。
- 市民の防災・減災にかかる意識の向上と、住民主体による防災まちづくりの取組が必要です。

（７）市民、事業者、行政による協働のまちづくりの推進

<現状>

平成 23 年に市民の参画と協働による市民自治の実現を通じて宍粟市のまちづくりを進めることを目的として「宍粟市自治基本条例」を制定しました。基本理念の実現に向けて、市民主体、情報共有、市民参画、市民協働の基本原則に基づいてまちづくりを進めることとしております。

都市づくりにおいてもこの条例を踏まえて、市民、事業者、行政が互いに参画し、協働するまちづくりを推進していくことが求められます。

<課題>

- 自治基本条例に基づき、市民の参画と協働によるまちづくり活動を促進することが必要です。
- 行政が持つまちづくりに関する情報の公開、市民・活動団体との連携による取組の推進が必要です。
- 市民の参画と協働による、それぞれの地域の特性にふさわしいまちづくりを進めていく施策や仕組みづくりが必要です。
- 市民の交流を促進しつつ、地域のまちづくり活動の促進に向けたコミュニティの活性化が必要です。

第2章 都市の将来像

1 将来像の理念

「将来像の理念」は、都市マスの上位計画である第2次宍粟市総合計画において、次のように定められています。

(第2次宍粟市総合計画、宍粟市の将来像／1. 将来像の理念より)

本市は、県内最高峰の氷ノ山をはじめとする宍粟 50 名山や、揖保川、千種川の清流といった豊かな自然に恵まれています。また、「宍粟」の地名は、奈良時代に編さんされた「播磨国風土記」に登場するなど歴史は古く、先人たちによって固有の文化や伝統が育まれてきました。

これからのまちづくりは、先人たちがこれまで築き上げた歴史、伝統、文化を継承しつつ、それを魅力ある資源として活かしながら、市民と行政の協働によって、次の世代へとつなぐまちづくりを進めていく必要があります。

第2次総合計画は、第1次総合計画に掲げた「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の思いを引き継ぎ、さらに時代の潮流を踏まえ発展的に継承します。また、宍粟市民憲章及び宍粟市自治基本条例に定める基本理念を踏まえ、総合計画における将来像を描く理念とします。

人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち

●「人と自然が輝き」とは

市民一人ひとりが、人と人との助け合い支え合い、人と地域とのつながりを大切にするこ
とを通じて、豊かで美しい自然環境を守っていくとともに、資源として活用していくことで、
宍粟市の魅力を高めていくことを意味します。

●「みんなで創る」とは

市民一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、参画と協働によってまちづくり
を進めることを意味します。

●「夢のまち」とは

市民一人ひとりが、「住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と思えるまちを次の世
代へつなぐことを意味します。

2 都市の将来像

(1) 都市の将来像

先の「将来像の理念」を踏まえ、都市の将来像を設定します。

山崎の都市形成は、かつては山崎城と城下町が造られたことを端緒として発展し、地域独自の歴史・文化が築かれてきました。農林業が盛んで城跡や社寺など豊富な歴史的文化的資源を有するとともに自然にも恵まれた都市です。

山崎都市計画区域の都市づくりは、先人が築き上げてきたこのまちを自然や歴史から学びつつ、さらに磨きをかけるとともに、まちが抱える、あるいは将来抱えるであろう課題の解決を図り、地域特性を活かした魅力的で住みたい・住み続けたいまちをめざすものです。

将来像の理念である「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」に基づき、恵まれた自然や歴史、これまでに整備してきた施設等を活用しながら、市民の多様化するニーズに適切に対応しつつ、人口減少社会においても将来にわたり持続可能な「(案)」の実現をめざします。

(案1) 潤いと自然・歴史を感じ豊かでにぎわいのあるまち

(案2) 自然・歴史と調和した活力ある安心安全で暮らしやすいまち

(案3) 自然・歴史と調和した いつまでも住み続けたいまち

(2) 都市づくりの基本目標

先に定めた都市の将来像を実現するために、都市づくりの基本目標を次のように設定します。

①歩いて暮らせる生活しやすい都市づくり

都市機能、生活サービス機能の集約と公共交通や徒歩、自転車を中心とした安全・快適に移動できるバリアフリーの交通環境の実現により、安全・安心で歩いて暮らせる生活しやすい都市づくりを進めます。

②自然と歴史がかがやく美しい都市づくり

緑豊かな自然環境や歴史的文化的資源など、宍粟市固有の様々な地域資源の保全・活用を図りながら、それらとの調和に配慮した自然と歴史がかがやく美しい都市づくりを進めます。

③にぎわいを創出する活力ある都市づくり

既存の工場や商業・業務施設といった産業基盤や観光資源などを活用しつつ、一部では新たな展開も図りながら、まちのにぎわいを創出する活力ある都市づくりを進めます。

3 人口フレーム

(1) 全市の人口フレーム

全国的に本格的な少子高齢化・人口減少社会が到来しており、本市においても人口の減少は避けられない状況ですが、平成 27 年 12 月に策定した「宍粟市人口ビジョン」では、「住む」「働く」「産み育てる」の機能を高めるとともに、「まちの魅力」をさらに磨き積極的に内外に発信し、交流人口の増加を図っていくなど、戦略的に対策を講じることにより、長期的な視点で人口減少に歯止めをかけ、一定規模の人口の持続的な定着をめざすこととしています。

人口ビジョンにおいては、40 年後の令和 42 年（2060 年）での人口ビジョンを 33,000 人と設定しており、令和 12 年（2030 年）は約 34,000 人と想定しています。本都市マスもそれに倣い、目標年次である令和 12 年の人口フレームを約 34,000 人と設定します。

宍粟市の人口フレーム（令和 12 年（2030 年）） 約 34,000 人



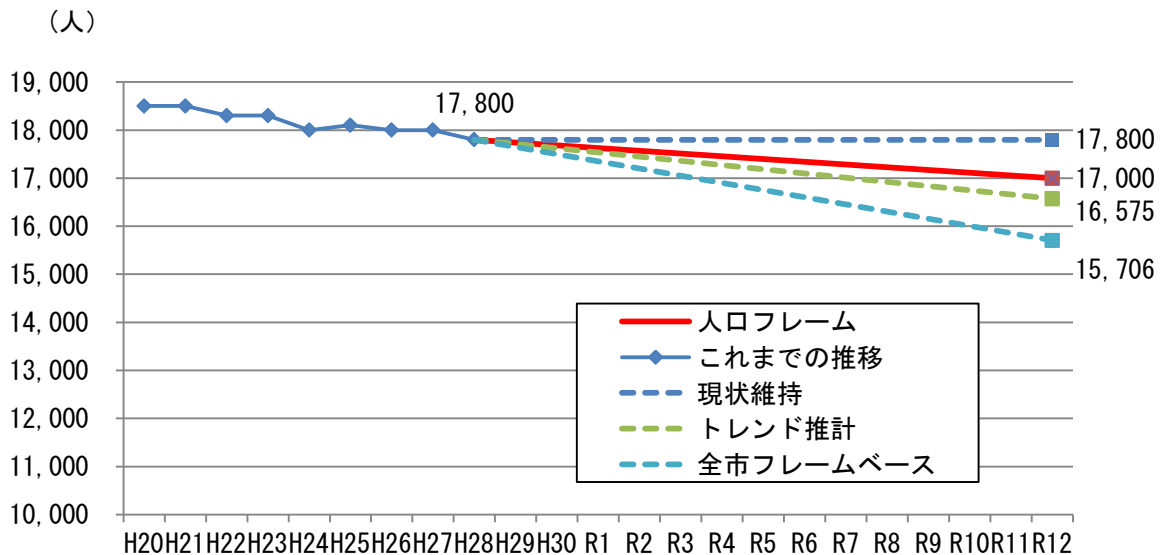
出典
第2次宍粟市総合計画

（２）山崎都市計画区域の人口フレーム

山崎都市計画区域の人口は平成 28 年に 17,800 人で、平成 20 年から平成 28 年までの推移をもとにトレンド推計※を行うと令和 12 年（2030 年）は 16,575 人となります。

山崎都市計画区域は総合計画で位置付けた「人口流出抑制の第 2 のダム」の役割（市外への人口流出を抑制する役割）を持つことから、都市計画区域外からの転入が見込まれ、全市の人口に占める都市計画区域の人口比率は現在より高くなることが想定されます。このため、都市計画区域においても人口減少は避けられないものの、その傾向はこれまでよりゆるやかになることを見込み、現状維持の人口 17,800 人と令和 12 年（2030 年）のトレンド推計結果 16,575 人の間の 17,000 人を都市計画区域の人口フレームとして設定します。

山崎都市計画区域の人口フレーム（令和 12 年（2030 年））約 17,000 人



※トレンド推計は近似曲線（指数）により算出。全市フレームベースは、全市の人口フレーム（34,000 人）に、現在の全市人口に対する都市計画人口の比率をかけて算出したもの。

4 将来都市構造

将来都市像の実現に向けた将来都市構造を設定します。

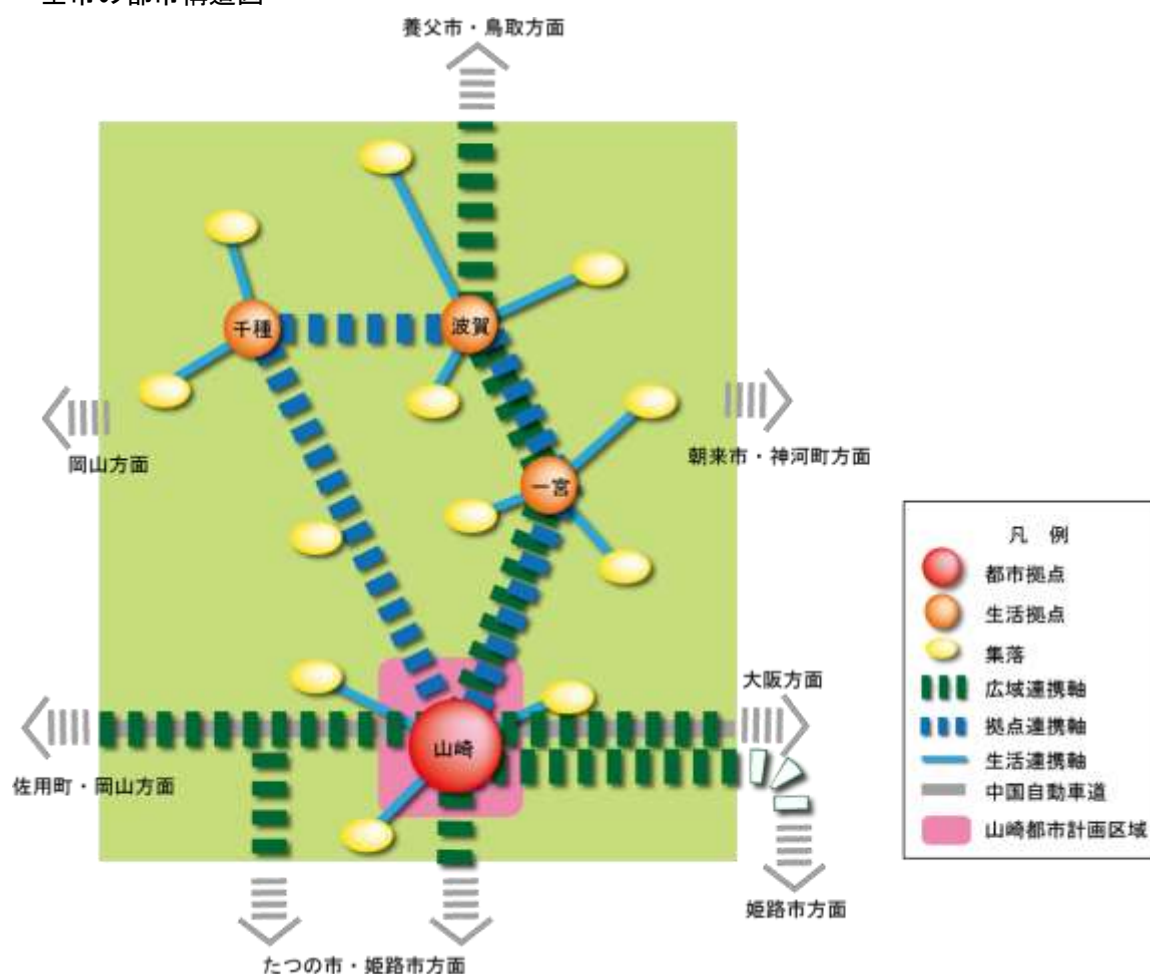
将来都市構造は、全市を対象範囲に都市機能の中心的役割を果たす拠点とそれらをつなげる軸（交通ネットワーク）のあり方を示す「全市の都市構造」と、本都市マスの対象範囲において、拠点、軸とその地域にふさわしい土地利用の方向を示す「ゾーン」のあり方を示す「山崎都市計画区域における都市構造」を設定します。

（１）全市の都市構造

総合計画においては、市内北部の市民生活に必要な施設・機能を集約する生活圏の拠点が人口流出抑制の第１のダム機能、大型店舗や総合病院などがある市役所周辺の「宍粟市の拠点」が人口流出抑制の第２のダム機能として設定されています。

全市の都市構造としては、第１のダム機能として一宮、波賀、千種の中心部を生活拠点、第２のダム機能として山崎の中心部を都市拠点として位置付けるとともに、市内外と拠点間、拠点と集落間を結ぶ交通連携軸を設定します。

全市の都市構造図



要素	形成方針
都市拠点	人口流出抑制の第2のダムとして、本市の中心的役割を果たす様々な都市機能が集積した拠点を形成します。これまでに整備してきた施設や都市基盤を活かしつつ、公共サービス、交通結節点、文化・交流、医療・福祉、商業・業務などの都市機能が集積し、質の高い都市的サービスを提供する拠点の形成を図ります。
生活拠点	人口流出抑制の第1のダムとして、地域特性や住民ニーズに対応した公共サービス、生活サービス機能の充実を図るとともに、地域住民による文化・交流などの地域活動を支える拠点の充実を図ります。
集落	農地や山林を保全・活用しつつ、生活環境の改善等による持続可能な集落環境づくりをめざします。
広域連携軸	中国自動車道、播磨自動車道、国道29号、県道宍粟新宮線を広域連携軸と位置づけ、周辺市町等との連携強化を図ります。
拠点連携軸	都市拠点と生活拠点を結ぶ国道、県道については、市民の日常生活や様々な都市活動における円滑な移動を支える連携軸として公共交通や道路整備の充実を図ります。
生活連携軸	市民の日常生活にかかる移動を支える連携軸として公共交通や道路整備の充実を図ります。

（２）山崎都市計画区域における都市構造

先に定めた全市の都市構造を踏まえ山崎都市計画区域においては、「宍粟市の拠点」＝都市拠点の形成に向けて、都市計画区域内の拠点、連携軸に加え、おおまかな土地利用ゾーニングも含めた都市構造を設定します。

様々な都市機能が集積する中心市街地において都市機能集約と居住誘導を図りながら、交通ネットワークにより連携強化を図る形の都市構造をめざします。

山崎都市計画区域における都市構造図



区分	要素	形成方針
拠点	商業拠点	山崎商店街及び咲ランドショッピングセンター周辺を商業拠点として位置付け、本市の広域的な商業拠点として、これまでに整備してきた施設、都市基盤を活かしつつ、にぎわいと活力の創出に向けた商業機能の充実と誘導を図ります。
	公共拠点	市役所周辺を公共拠点として位置付け、利便性の高い行政・公共サービス、交流、防災などの都市機能が集積した拠点の形成を図ります。
	交通拠点	山崎インター周辺を交通拠点として位置付け、本市の広域的な玄関口としての交通結節機能の充実を図ります。
	文化拠点	山崎城跡や山崎歴史民俗資料館、市立図書館、山崎文化会館周辺を文化拠点として位置付け、歴史的文化的資源等を活かした観光・文化を通じた交流や地域学習などを支える拠点としての機能の充実を図ります。
	産業拠点	山崎インター南側の市街地を産業拠点として位置付け、インター周辺という立地条件を活かした工業・流通などの産業機能の充実を図ります。
	医療拠点	新病院を本市における医療拠点として位置付け、新病院を中心とした医療機能の充実を図ります。
	緑の拠点	国見の森公園と最上山公園を緑の拠点として位置付け、それぞれの特性を活かしつつ、市民、観光客の憩いやレクリエーション、交流、環境学習など緑を活かした機能の充実を図ります。
軸	広域連携軸	中国自動車道、播磨自動車道、国道 29 号、県道宍粟新宮線を広域連携軸と位置づけ、周辺市町等との連携強化を図ります。
	拠点連携軸	都市拠点と生活拠点を結ぶ国道、県道については、市民の日常生活や様々な都市活動における円滑な移動を支える連携軸として公共交通や道路整備の充実を図ります。
	親水・水域環境形成軸	揖保川、菅野川、伊沢川を「親水・水域環境形成軸」として位置付け、水害に関する防災性を高めるとともに水と緑の潤い空間としての保全・活用を図ります。
エリア	第2のダム機能を牽引するエリア	人口流出抑制の第2のダムとして、本市の中心的役割を果たす様々な都市機能が集積した都市拠点となるエリアを形成します。これまでに整備してきた施設や都市基盤を活かしつつ、公共サービス、交通結節点、文化・交流、医療・福祉、商業・業務、居住などの都市機能を含むエリアの形成を図ります。
	中心市街地のエリア	市役所をはじめ、公共サービス、文化・交流、医療・福祉、商業・業務等の都市機能が概ね徒歩で移動できる範囲に集積し、回遊性が高い都市的サービスを提供するエリアの形成を図ります。
ゾーン	市街地ゾーン	用途地域指定がされているエリアを市街地ゾーンとして位置付け、公共サービス、産業、居住など様々な機能を有する良好な市街地の形成を図ります。
	田園共生・保全ゾーン	用途地域指定がされていないエリアの農地や集落を田園共生・保全ゾーンとして位置付け、農業生産の場として保全・活用を図りつつ、生活基盤の維持管理等を通じて良好で持続可能な集落環境の形成を図ります。
	森林保全・育成ゾーン	用途地域指定がされていないエリアの緑豊かな森林を森林保全・育成ゾーンとして位置付け、本市の貴重な自然環境として保全・育成するとともに、林業や交流、レクリエーションの場として活用します。

5 都市づくりの基本方針

先に定めた都市の将来像の実現に向けて、都市づくりの基本方針を次のように設定します。

（１）人口減少社会における持続可能な都市づくり

宍粟市における「人口流出抑制の第２のダム」として機能するよう、地区の特性に応じた持続可能で良好な住環境・集落環境づくりなどにより、人口の転出抑制、誘引、定着につながる環境を整えるとともに、全ての人にとって便利で快適に暮らし続けられるまちづくりを進めます。

（２）まちの活力を高める都市づくり

すべての市民を対象とした、行政・公共サービス、商業、交通ターミナルなどの都市機能の充実により、にぎわいと活力を創造する拠点としての市街地の形成を図ります。

既存の工場や商業店舗、森林、農地など市の活力を生み出す産業基盤の充実を図り、市の活力向上とまちのにぎわいづくりを進めます。

（３）豊かな自然や歴史・文化資源と調和した魅力的な都市づくり

緑豊かな森林や農地、城跡や社寺等の歴史的文化的資源など、宍粟市固有の様々な地域資源を活用した魅力的なまちづくりを進めます。

また、緑豊かな自然との共生を図りつつ、環境負荷の少ない都市を構築していきます。

（４）利便性の高い交通網を構築する都市づくり

すべての市民が全市的な都市機能や生活サービス機能を支障なく利用できるよう、便利で快適な交通体系の構築を図ります。道路環境の充実や公共交通ネットワークの充実により、拠点間や市内外の連携強化に取り組みます。

（５）まち全体の安全性を高める都市づくり

市民が安全で安心して都市生活を送れるように、様々な角度からまち全体の安全性を高めていきます。

（６）ストック活用を重視した都市づくり

従来のように新たな都市基盤整備を展開していくのではなく、既存の都市基盤の適切な維持・更新を図るストック活用を重視した都市づくりを進めます。

（７）市民と事業者・行政の協働によるまちづくり

市民と事業者、行政がそれぞれの役割を果たしつつ、協働によるまちづくりに取り組みます。

第3章 全体構想（分野別方針）

1 土地利用の方針

（１）基本的な考え方

本マスタープランの都市計画の目標である「」の実現に向けて、将来都市構造を踏まえた土地利用方針を定めます。

市街地と自然環境を適切に維持保全、活用しながら人口流出の第2のダム機能としての役割を持つ都市の実現をめざすこととして、緑豊かな森林や歴史的文化的資源と都市機能が調和した秩序ある土地利用の配置・誘導により、快適で利便性の高い都市の形成を図ります。

都市拠点のエリアにおいては、地域特性に応じて現在の用途地域指定をはじめとする土地利用の規制・誘導の制限に基づいた適正な土地利用を促し、既存の都市基盤を活用しながら商業、公共サービス、産業、居住などの都市機能の充実を図りつつ、都市の活力を創造するとともに魅力的で質の高いまちづくりをめざします。

都市拠点のエリア以外では、森林や農地などの緑豊かな自然環境や史跡、社寺などの歴史的文化的資源が調和した土地利用の形成を図ります。また、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、土地利用状況に応じた計画的なまちづくりを推進します。

（２）基本方針

土地利用の基本的な枠組みとして、周辺環境との調和に配慮したにぎわいの形成や工場の操業環境をめざす産業系、良好な住環境の形成をめざす住居系、自然環境の保全・活用を図る自然系の3つに区分し、それぞれの土地利用の方針を整理します。

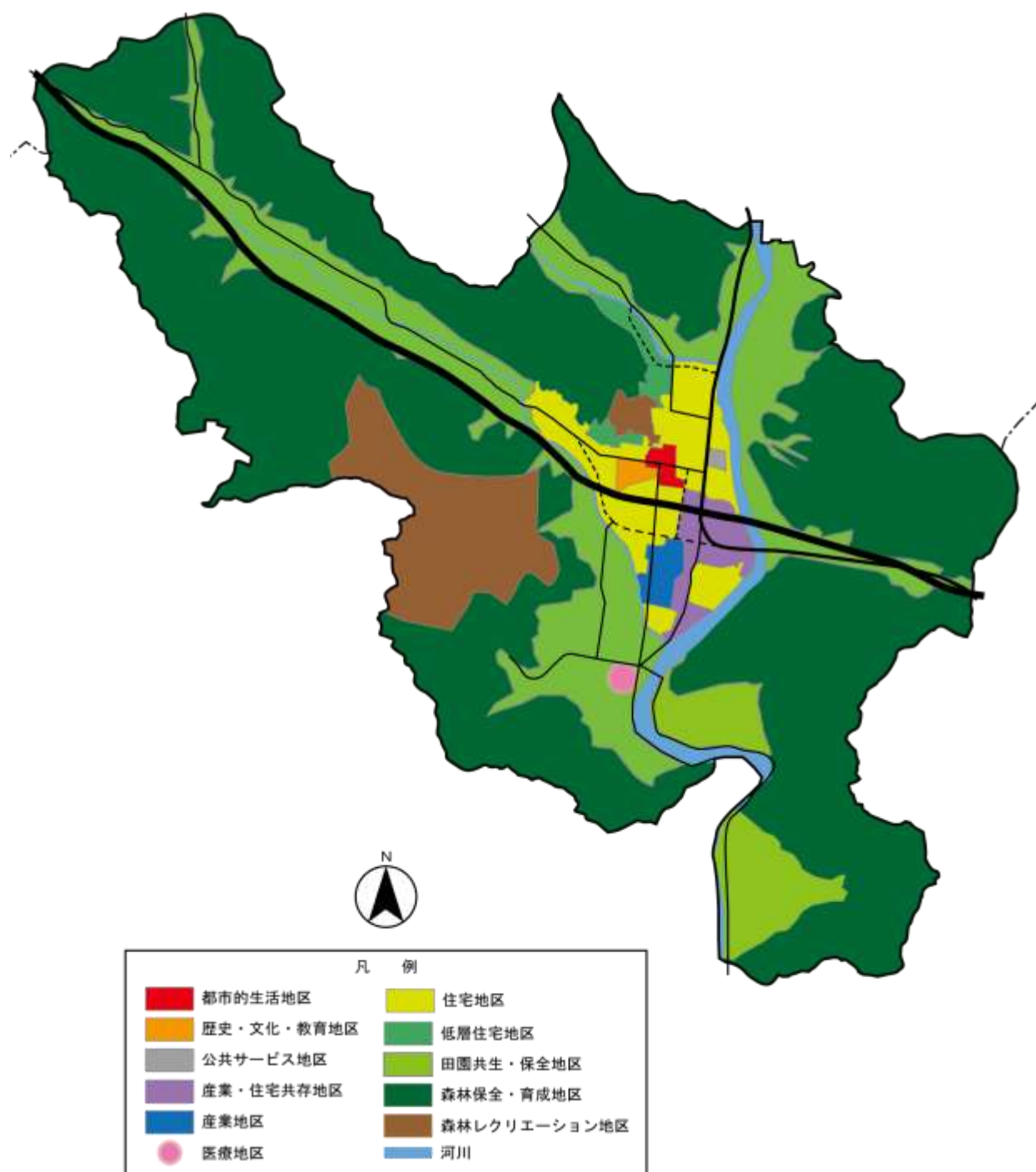
①土地利用の区分と地区

区 分	地 区
産業系	都市的生活地区、歴史・文化地区、公共サービス地区、産業地区、産業・住宅共存地区、医療地区
住居系	住宅地区、低層住宅地区
自然系	田園共生・保全地区、森林保全・育成地区、森林レクリエーション地区

②土地利用方針

産業系	商業・業務・都市的居住地区	山崎商店街及び咲ランドショッピングセンター周辺については、既存の商業・業務機能の集積を活かしながら、市民の日常生活を支える様々な商業、生活サービスと良好な住環境が共存する地区の形成を図ります。
	歴史・文化・教育地区	本多公園、市立図書館、山崎文化会館周辺については、既存の歴史的文化的資源の集積を活かしながら、観光・交流、文化、教育機能の充実を図りつつ、自然と調和した宍粟市らしい歴史・文化を感じられる地区の形成を図ります。
	公共サービス地区	市役所周辺については、利便性の高い行政・公共サービス、交流などの都市機能が集積した地区の形成を図ります。
	産業地区	山崎インター南側の市街地については、本市の産業全体の高度化とまちの活性化を牽引する産業地区として、企業誘致や企業立地ニーズに対応した操業環境づくりを図ります。
	産業・住宅共存地区	工場、商業施設、住宅などが混在する地区については、周辺環境との調和に配慮した産業用地としての土地利用を都市基盤整備と合わせて促進するとともに、住宅地との共生を図ります。また、よりある住宅地が形成されている地区については、良好な住環境の形成を図ります。
	医療地区	移転が予定されている新病院周辺については医療地区として位置付け、病院及び関連施設の立地を図ります。
住居系	住宅地区	既成市街地などの一般の住宅地については、地区の特性に応じた良好な住環境の形成を図ります。宅地開発などに対する適切な規制、誘導により、良好な市街地の形成を図ります。
	低層住宅地区	伊沢川沿い西側の集落や最上山山麓の戸建て住宅を中心とした住宅地については、低層住宅地区として周辺の自然環境と調和したゆとりある住環境の形成を図ります。
自然系	田園共生・保全地区	河川沿いの農地や集落については、優良農地の保全・整備等により良好な田園環境の形成を図ります。 集落については、農地との調和に配慮しつつ、持続可能な集落環境の保全・創造を図ります。
	森林保全・育成地区	市街地や集落を取り巻く森林については、林業の場としてだけでなく水源涵養※や自然景観形成など本市の重要な自然空間として保全・育成を図ります。
	森林レクリエーション地区	最上山公園や国見の森公園については、豊かな自然を保全・活用しながら市民の憩いの場、自然体験の場、環境学習の場等としての活用を図ります。

土地利用方針図



2 交通の方針

(1) 基本的な考え方

都市の骨格を形成するとともに、市民生活や産業活動などの点から重要な役割を果たす基盤施設である道路、バスなどの交通施設や公共交通機関については、土地利用と整合しつつ、生活利便性の向上や自然環境との調和、地域の活力の創出等につながる整備及び適切な維持管理を図ります。

商業、行政・公共サービスなど市民生活に必要な都市機能が集積する都市拠点においては、公共交通によるアクセスと徒歩による円滑な移動ができるよう、バス路線の充実と安全で快適に歩行できる道路環境の形成を図り、車に過度に依存せず生活できるまちの実現をめざします。

急速な高齢者人口の増加等に対応したユニバーサル社会の実現に向けて、道路の歩行者空間や公共交通ネットワークの充実を進め、誰もが利用しやすい交通環境の形成を図ります。

人口流出抑制の第2のダム機能の実現を図る中で、都市拠点と生活拠点や集落等を結ぶ役割を持つとともに環境負荷の低減に向けても重要な役割を果たす公共交通機関については、利用者のニーズに対応したバス路線・ダイヤの充実などにより一層の利用促進を図ります。

(2) 基本方針

①市内外の連携を強化する道路骨格軸の形成

- ・将来都市構造で広域連携軸に位置づけられた高規格道路、国道、県道及び拠点連携軸に位置づけられた都市拠点と生活拠点を結ぶ国道、県道について、未整備区間の整備を推進、促進するとともに機能強化を図ります。

(対象路線)

広域連携軸に対応する道路：中国自動車道、播磨自動車道、国道29号、県道宍粟新宮線

拠点連携軸に対応する道路：国道429号、県道宍粟下徳久線、県道若桜下三河線

②第2のダム機能を牽引するエリアにおける利便性の高い道路網の形成

- ・交通需要や土地利用との整合に配慮した都市計画道路等の整備や既存の道路における交差点改良などによる渋滞の解消、歩道空間の確保、街路樹の維持管理等により、自動車、自転車、歩行者等が安全に通行できる道路網の形成を図ります。
- ・総合病院の移転が予定されていることを踏まえ、新病院へのアクセス道路の整備を検討します。

(対象路線)

国道29号、都市計画道路船元加生線、都市計画道路船元線、都市計画道路鹿沢線、都市計画道路鹿沢新宮線、都市計画道路庄能下町線、都市計画道路山田下広瀬線

③中心市街地における「歩く」環境づくり

- ・中心市街地においては、公共交通機関で来訪し、現地では徒歩で移動することを基本として、バス路線や歩行者空間の充実を図ります。
- ・駐車場の充実や観光案内サインの設置などを図ります。

④生活道路の安全性の向上

- ・市街地内や集落内の生活道路については、地域住民との連携を図りつつ、通学路などを中心に周辺環境との調和に配慮しながら交通安全施設の設置など歩行者や自転車などの安全性・快適性を高めるための計画的な道路環境の整備を進めます。
- ・特に、幅員がおおむね4 m未満の道路については、防災上、安全上の観点から緊急車輛の通行や避難路の確保に向けて、地域との連携を図りながら拡幅整備を促進します。

⑤交通施設の適切な維持管理と長寿命化

- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の長寿命化を進めるとともに、道路についても点検を実施し、利用者の安全確保やコスト削減の観点を踏まえた計画的な維持管理、更新を行います。
- ・緊急輸送道路^{*}に係る橋梁については重点的に耐震化を進めます。

⑥ユニバーサルデザインに基づく道路空間の形成

- ・道路については、高齢者や障がい者、子育て世帯はもちろん、歩行者の誰もが安全で安心して通行できるよう歩道設置や段差の解消、音響装置付信号機の設置などユニバーサルデザインの考え方に基づく道路空間の形成を図ります。

⑦安全で快適に通行できる自転車の環境づくり

- ・幹線道路などにおいては、自転車レーンの確保などにより、安全で快適に通行できる自転車の環境づくりを進めます。

⑧公共交通網の充実

- ・路線バスについては、平成27年の路線再編により交通空白地域をなくしていますが、今後も中国自動車道の高速バスとの乗り継ぎや住宅地、集落、公共施設、病院、高校、商業施設、観光地などの相互の連携にも配慮しながら、市民の身近な公共交通機関として地域の状況や市民のニーズに対応した利便性の高いバスネットワークの形成を図ります。
- ・予定されている総合病院の移転に対応するため、新病院周辺におけるアクセス道路の整備とあわせたバス路線の見直し等を検討します。
- ・待合所などについては、利用者の利便性向上を図るため、施設のユニバーサルデザイン化やアクセス道路の改善などを進めます。また、山崎インターで実施しているパークアンドライドによりバス利用の促進を図ります。

3 公園・緑地及び自然環境、歴史的文化的資源の方針

(1) 基本的な考え方

公園種別に応じた公園・緑地の適正な配置と維持管理などにより、既存計画の見直しも含め、緑とうるおいのある快適な都市環境の形成を図ります。

また、最上山や国見山などの豊かな森林や農地、山崎八幡神社、山崎城跡といった社寺や遺跡などの歴史的文化的資源は、都市環境形成や観光振興、防災などの面で大きな役割を果たすとともに、宍粟市らしさを示す市民共有の重要な財産であることから、これらの保全と有効活用を図ります。

(2) 基本方針

①緑とうるおいのある公園・緑地の整備

- ・公園種別に応じた住民のニーズや防災性、周辺環境との調和などに配慮した公園・緑地の整備と適切な維持管理を進めます。
- ・整備や維持管理にあたっては、周囲への自然環境に配慮するとともに、子どもの遊び場の確保、防災性の向上やユニバーサルデザイン化など利用者のニーズに対応した施設の充実を図ります。
- ・老朽化が進む施設・遊具などについては、計画的な更新や長寿命化を進めます。
- ・都市計画決定後長期にわたり事業着手・事業完了していない公園については、計画の必要性、事業の実現性などを評価するとともに、将来のまちづくりへの影響を検証しながらそのあり方を検討します。

(主な公園の方針)

最上山公園 (総合公園※)	最上山公園は、都市におけるオープンスペースとしてレクリエーション機能や緑の景観形成などの充実を図る上で重要な役割を持つことから、観光客に人気のあるもみじ山を中心に、山崎八幡神社周辺や頂上部の篠の丸城趾周辺も含めて自然環境の保全や文化財の保護及び憩いの場の創出など自然とふれあう公園として更なる充実を図ります。
城の子公園 (近隣公園※)	城の子公園は、地域の特性に応じた近隣住民の憩いとふれあいの場の創出を図ります。
本多公園 (近隣公園)	本多公園は、山崎城の城跡を有する緑豊かな公園として市民に人気があることから、中心市街地の緑の核として公園機能の充実を図ります。
せせらぎ公園 (近隣公園)	せせらぎ公園は、憩いと潤いのある親水空間としての活用を図ります。
夢公園 (近隣公園)	夢公園は、複合遊具や水辺・多目的広場を備えていることから、子育てやレクリエーション等を通じたふれあいの場などとしての活用を図ります。

②森林の保全・育成・活用

- ・山崎都市計画区域の市街地を取り巻く森林は、木材生産のほか、水源涵養や多様な生物生息の場、レクリエーションの場、土砂災害の防止など様々な役割を持つ重要な緑であることから、これらの自然環境を市の貴重な環境資源として捉え、適切な維持管理や法的規制などにより保

全・育成・活用を図ります。

- ・兵庫県立国見の森公園は、森林の自然環境を活用していくエリアとして、民間事業者との協働も視野に入れながら、周辺の自然環境との調和に配慮したレクリエーションや環境学習の空間として施設等の充実を促進します。

③農地の保全・活用

- ・農地については、農作物生産の場であることを基本として農業振興施策による営農環境づくりを進めつつ、保全を図ります。
- ・耕作放棄地については、耕作放棄地対策補助事業により営農環境の再生を図るほか、多面的機能支払交付金事業による保全・活用を図ります。

④都市施設などの緑化推進

- ・公共施設においては、防災性や景観の向上等の観点から積極的に緑化を進めていきます。
- ・公園などの都市施設における緑化を積極的に推進し、すでに緑化が施されている道路などについては、適切な維持管理に努め緑化の保全を図ります。市役所などの公共施設においても、積極的な緑化を進め、地域における緑とうるおいのあるまちづくりを進めます。
- ・民有地においても、生垣などの緑化を促進するための地区計画の指定等を検討します。

⑤河川の水辺環境の保全・活用と水質保全

- ・揖保川、菅野川、伊沢川の主要河川については、水質汚濁などの環境悪化を防止するとともに市民が身近に自然とふれあえる自然環境として保全・活用を図ります。また、河川は、淡水魚や昆虫などの生物生息の場、水害防止など様々な重要な役割を果たしており、治水上の安全性確保のための河川改修に加え、周辺環境との調和に配慮した遊歩道の整備など親水空間の創出に努め、市民に親しまれる河川空間の形成を図ります。
- ・農業用ため池や用水路についても、農業用水だけでなく、多様な生物生息の場などとして保全・活用を図ります。

⑥環境負荷を低減する生活環境づくり

- ・環境と調和した持続可能なまちづくりに向けて、省エネルギー、リサイクルなどの面から環境負荷を低減する生活環境づくりを図ります。
- ・市民、事業者、市がそれぞれの役割を担い、持続可能な循環型社会の構築をめざして環境にやさしい「5R活動」（リフューズ：発生源から絶つ、リデュース：量を減らす、リユース：再利用する、リペアー：修理して使う、リサイクル：再利用する）を推進します。
- ・新エネルギー導入や雨水の再利用など、環境負荷の少ないまちづくりをめざします。

⑦緑と調和した歴史文化遺産の保全・活用

- ・豊かな緑と調和した社寺、遺跡などを宍粟市の魅力を高める重要な要素として保全するとともに、観光や憩いの空間としての活用を図ります。
- ・県指定の天然記念物であるモッコクを含む山崎八幡神社周辺は、県の環境保全地域に指定され

ており、貴重な自然的資源として保全を図ります。

- ・ 県指定の天然記念物であるフジ(千年藤)を有する大歳神社や、県指定の史跡である金谷山部古墳、青木銅鐸出土地、市指定の建造物である興国寺山門等についても歴史的文化的資源として保全を図ります。

⑧地域資源を活用した観光ネットワーク形成

- ・ 緑豊かな森林や点在する社寺、史跡、歴史的な雰囲気が残るまちなみなどの歴史的文化的資源、文化施設、公園などについて、これらを結ぶ観光ネットワークの形成を図ります。
- ・ 来訪促進につながる宍粟市の魅力の創出・発信を行うとともに、駐車場や観光情報発信拠点施設、休憩施設の整備などにより訪れたくなる観光の環境づくりを進めます。
- ・ 農園や工房での観光体験や古民家を活用した店舗立地など魅力的な観光メニューの充実を図るとともに、神姫バス山崎待合所において実施されているレンタサイクルを活用しつつ、地域資源を結ぶルートの設定や案内板の設置、歩道の確保などにより、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる環境づくりに取り組みます。
- ・ ホテルや旅館などの宿泊・交流機能を含めた観光ビジネスの活性化を図ります。

⑨地域学習、環境学習の推進

- ・ 宍粟市の歴史や文化、自然に対する理解を深め、地域に愛着と誇りを持つ子どもの育成をめざし、市民活動団体との連携を図りながら地域学習・環境学習の取組を推進します。

4 その他公共施設の方針

(1) 基本的な考え方

市民の生活を維持し、活発な都市活動を支える公共施設については、市民のニーズを踏まえながら「公共施設等総合管理計画」及び施設分類ごとの「個別計画」に基づき総合的かつ計画的な整備及び維持管理を推進します。安全で良質な水の供給や下水道施設、学校施設等の適切な維持管理に努めるとともに、今後の人口動向を見据えた既存施設の活用、周辺市町との連携など効率的で適切な施設の配置をめざします。

既存の公共施設については、計画的な耐震改修の実施や長寿命化を図るとともに、高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

(2) 基本方針

①上水道施設の充実

- ・上水道施設については、安全でおいしい水を安定的に供給し続ける水道事業をめざし、将来の水需要を考慮に入れながら、施設統合など合理的な施設運営に取り組むとともに、水源確保や水道施設の更新及び耐震化など事業推進を図ります。
- ・将来的な水道施設の維持管理にあたっては、広域連携による取組を検討します。

②下水道施設の充実

- ・山崎都市計画区域の下水道整備はほぼ完了しており、今後は施設等の老朽化に伴う更新を進めるとともに、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラント処理施設等を流域下水道及び特定環境保全公共下水道の各施設へ統合するなど下水道事業の効率的な運営を図ります。
- ・雨水の適切な排水により内水氾濫の防止を図るため、計画的な雨水幹線整備事業を推進します。

③学校教育施設の充実

- ・児童・生徒数の変動や指導要領の改訂に対応しながら、学校の統廃合も含めて効率的で適切な施設配置をめざし、安全で良好な教育環境の実現を図ります。
- ・学校施設については、学校施設長寿命化計画に基づき長寿命化を図ります。
- ・保育ニーズに対応した認定こども園の整備を図ります。

④その他公共施設等の充実

- ・保健・福祉・医療施設等については、市民ニーズに対応した施設の適正配置と機能の充実を図ります。
- ・地域医療の中核機能を担う総合病院については、施設の老朽化等を踏まえ、山崎町中比地地区への移転を進めます。また、現総合病院跡地の活用方法を検討します。
- ・市民のスポーツ・レクリエーション活動の中心となる山崎スポーツセンターは、施設の集約化や多機能化を検討し効率的な施設整備を図ります。
- ・市立図書館、山崎文化会館、山崎歴史民俗資料館等の文化施設等については、生涯学習、地域学習、文化・芸術活動などそれぞれの施設の役割に応じた機能の充実を図ります。

5 市街地・集落及び住環境の方針

(1) 基本的な考え方

長期にわたりコミュニティバランスを維持できる市街地及び集落の形成をめざします。

中心市街地においては、活力ある良好な市街地環境の保全・創造、計画的に整備された住宅地では良好な住環境の維持保全、産業施設が集積する地区では操業環境の保全など、適切な規制・誘導方策を活用しながら、それぞれの地区の特性に応じて安全・快適で魅力ある市街地の形成を図ります。

集落については、地域特性に応じた生活基盤整備などにより、集落環境の安全性、利便性の向上を図ります。

住宅地においては、住環境、居住水準の向上を図り、暮らしの中に安全・安心とゆとりを感じられる居住の場を創造します。増加する空き家の活用を図りながら、多様化する居住ニーズに対応した住宅供給や高齢者や障がい者、子育て世帯にも配慮した安全で快適な住環境の整備を図ります。

また、周辺環境と調和した落ち着いたまちなみ形成など地域の個性を活かした住環境の維持保全・充実を図ります。

(2) 基本方針

①コンパクトで活力ある中心市街地の形成

- ・中心市街地については、徒歩移動を基本としたコンパクトなエリアにおいて質の高い都市的サービスを提供する市街地の形成を図ります。
- ・行政・公共サービス、文化・交流、商業・業務など多様な都市機能の集積を活かしつつ充実を図りながら市民にとって利便性が高く、活力あふれる市街地の形成を図ります。
- ・商店街やその周辺においては、歴史的文化的資源の活用や駐車場や広場等の整備などにより、矢野市の中心部にふさわしいにぎわいある界隈の形成を図るとともに、道路整備とあわせた歩道の確保や歴史的なまちなみの形成などにより、楽しく散策や買物できる環境づくりを進めます。

②良好な新市街地の形成

- ・中国自動車道南側の市街地は、土地区画整理事業が廃止されましたが、新規開発や産業誘致の可能性の高いエリアであり、今後は都市計画道路の整備とあわせた周辺の土地利用の推進を検討します。特に都市計画道路山田下広瀬線は道路整備が進行中であるので、地区計画の活用などによる計画的な土地利用の推進を図ります。
- ・住宅や工場、商業施設等が混在している地区においては、良好な操業環境や安全で快適な住環境の実現に向けた環境づくりを進めます。

③地域の性格に応じた市街地の形成

- ・市街地については、安全・快適で利便性の高い市街地の形成をめざし、商業・業務機能、居住など地域の性格に応じた基盤整備などによる環境づくりを推進することとし、道路、公園・緑

地などの都市施設の整備と適切な維持管理を進め、市街地の基盤を整えとともに、適正な建築物の立地誘導を図ります

- ・老朽家屋や狭あい道路が多く残るなどの防災上問題のある市街地においては防災性向上に向けた整備、人口減少が進む住宅地においては空き家対策など、地区の特性に応じた取組を進めます。
- ・住宅地においては、緑と調和した落ち着いたまちなみ形成など地域の特性を活かした住環境の維持保全・充実を図ります。
- ・住民の高齢化や人口減少などが進行しつつある住宅地においては、空き家対策など既存のストックを活かした人口維持の取組や買い物難民対策、コミュニティレベルの安全・安心にかかる取組などにより、若い世代の居住を促進しながら持続可能で安心して住み続けられる住環境づくりに取り組みます。
- ・商業系・工業系用途地域が指定されている地区で、良好な住環境が形成されている地区等については、必要に応じて住居系用途地域への見直しを検討します。

④持続可能な農山村集落の環境づくり

- ・農山村集落については、農業振興施策と連携した生活基盤整備などによる農山村環境の向上を図ります。限界集落※の防止や安全性の向上の観点から道路などの生活基盤整備などによる持続可能な集落環境づくりに取り組みます。
- ・少子高齢化、人口減少を踏まえ、古民家再生なども含めた空き家対策等による移住促進などに取り組み、集落機能の維持を図ります。

⑤市営住宅の適切な維持管理と更新

- ・市営住宅については、建物の状況や市民ニーズ等を踏まえ、供給戸数の見直しを進めるとともに、建て替えや改修、長寿命化、用途廃止を検討します。

6 防災及び減災の方針

(1) 基本的な考え方

山崎都市計画区域には、活断層である山崎断層系が中国自動車道とほぼ平行する形で存在していますが、老朽家屋や狭あい道路が多く残るなどの防災上問題のある市街地や集落が存在するとともに、土砂災害が発生する可能性がある区域もあることから、将来、発生が予想される地震や水害、土砂災害、火災などの各種災害に対して安全・安心な暮らしや都市活動が営めるよう、都市基盤施設等における防災機能の強化を図ります。

また、消防力の強化や自主防災組織^{*}の組織力強化によるソフト面での災害に強いまちづくりを進めるとともに、自助・共助・公助の観点から防災・減災の体制強化に取り組みます。

(2) 基本方針

①避難所の充実

- ・公園・緑地や広場、スポーツ・レクリエーション施設内グラウンド及び小・中・高等学校のグラウンド等を災害時の避難地として位置付け、防災機能の整備、充実を図ります。
- ・特に、市街地の中心部に立地する山崎小学校、山崎西中学校グラウンドは、防災拠点と連携した避難地としての活用を図ります。

②避難路及びオープンスペース整備の方針

- ・地震、火災などの災害時の避難路としての役割を担う道路や大規模地震発生後の救援・復興活動の骨格となる緊急輸送道路について、未整備路線の整備に努めるとともに橋梁の耐震化、沿道の建築物の耐震化を推進、促進します。
- ・避難場所、延焼遮断空間^{*}及び災害救援活動の拠点としての機能を有する公園・緑地においては、防災機能の維持を図ります。
- ・老朽家屋や狭あい道路が多く残るなどの防災上問題のある市街地や集落においては、避難場所としてのオープンスペースの確保や、建物のセットバック^{*}による狭あい道路の拡幅などによる避難路の確保、火災発生時における延焼防止など防災性の向上を図ります。

③建築物の耐震性・耐火性の強化

- ・既存の建物については、より一層、耐震診断・改修を推進、促進し、耐震性向上を図ります。
- ・民間の建物についても、住宅の耐震診断の支援や防災に関する情報提供などを進めるとともに、地震に強い安全・安心のまちづくりを推進する観点から緊急性や公共性を伴う特定建築物について、耐震診断に関する情報提供などの支援を行います。
- ・公共建築物の整備の際は、十分な耐震性を確保するとともに、民間の建築物についても、関係機関と連携しながら法令に基づく耐震性の確保を図ります。

④治水・治山対策の推進

- ・揖保川、菅野川、伊沢川など市内を流れる河川・水路の改修や雨水幹線整備など総合的な治水対策を進めます。

- ・老朽化した護岸の定期的な点検や修繕などを進めるとともに、河川流域の農地や緑地などが本来もつ保水・遊水機能を活用し、市街地や集落における治水対策を図ります。
- ・山間部においては、がけ崩れ、土石流などに対する急傾斜地崩壊対策事業、土砂災害警戒区域の指定などの防災対策を進めるとともに、山林の保全・育成を図ることで災害の抑制を図ります。

⑤防災・減災にかかる市民意識の向上

- ・防災訓練や災害に関する広報活動により、人々の防災・減災にかかる意識の向上を図るとともに、災害発生時における円滑な避難や自主的な救援を行えるよう、消防団、自主防災組織の組織力強化など、コミュニティレベルの防災・減災の取組を促進します。
- ・自治会などを単位とした防災訓練の実施や災害に関する広報活動や地域における防災リーダーの育成などにより防災意識の向上を図るとともに、円滑な初期消火や災害時における要配慮者支援も含めた緊急時の避難・救援を行える自主的な防災組織づくりを促進します。

7 景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

都市における景観は、さまざまな都市活動の場を演出し、まちや地域への愛着を育む重要な要素であるとともに、近年は人々の意識の中でも質の高い景観形成への期待が高まっています。

山崎都市計画区域には、まちを取り囲む森林や揖保川をはじめとする河川、田園等の自然景観と古いまちなみを残す歴史的な景観、自然と調和したゆとりある住宅地の景観など魅力的な景観資源を有しています。これらの景観資源について、兵庫県条例に基づく景観形成地区の指定や住民が主体となった景観まちづくり活動などにより魅力的な景観の形成に向けた取組を進めます。

(2) 基本方針

①山崎地区の優れた景観の保全・創造

- ・山崎地区においては、歴史的経緯を蓄積してきた地区の優れた景観を保全・創造し次世代に継承するため、兵庫県条例に基づく景観形成地区の指定が住民との協働により取り組まれており、引き続き、城下町、商店街、自然環境、社寺など地区の特性に応じた景観づくりに取組めます。

②自然景観の保全・育成

- ・市街地を取り巻く森林について、自然景観を構成する重要な要素として適切な維持管理や法的規制により保全・育成を図ります。

③田園景観の保全

- ・農作物の生産の場であるだけでなく、緑のオープンスペースでもある農地については、農業施策を活用しつつ、集落や周辺部の緑地も含めて田園景観として一体的な保全を図ります。
- ・河川やため池などの水辺空間については、水辺と周囲の緑が一体となったうるおいのある景観の形成を図ります。

④歴史的景観の形成

- ・社寺等の歴史的文化的資源の周辺においては、かつての営みを今に伝える貴重な歴史的景観の保全を図ります。

⑤地区の特性に応じた市街地景観の形成

- ・市街地においては、地区の特性に応じた魅力的な市街地景観の形成を図ります。
- ・住宅地については、地区計画制度などを活用しつつ、地区の特性を活かしながら落ち着いた住環境の形成に向けた景観づくりを進めます。
- ・商業地については、活発な商業などの活動空間として商業振興施策と連動しながら、にぎわいのある景観形成を推進します。
- ・商店街においては、まちなみの連続性に配慮しつつ、にぎわいのあるまちなみ景観の形成を図ります。
- ・工業地については、周辺環境との調和に配慮することを基本とし、事業者との連携を図りつつ

公害防止に努めるとともに、敷地内緑化などによる環境形成を図りながら地域になじんだ景観形成を誘導します。

⑥良好な幹線道路沿道景観の形成

- ・ 幹線道路沿道については、公共空間における施設構造物のデザイン化を図るほか、沿道建築物のセットバック部分の活用など、市民との連携を図りながら良好な沿道景観の形成を図ります。
- ・ 山崎インターチェンジ周辺地区においては、「広告景観モデル地区※」の基準に基づく屋外広告物の規制を行い、良好な沿道景観の形成を図ります。
- ・ 住民参加による道路の美化活動について支援します。

資料編

1 用語解説

あ行

延焼遮断空間 都市計画道路などの広幅員の道路と沿道の耐火建築物などにより構成される帯状の不燃化空間。

か行

開発行為 主として、(1)建築物の建築、(2)第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、(3)第2種特定工作物（ゴルフコース、1ha以上の墓園等）の建設を目的とした土地の区画形質の変更。

狭あい道路 建築基準法第42条第2項に規定する道路で、その幅員が4m未満の道路。

緊急輸送道路 地震などによる災害発生時における緊急物資の供給や応急対策を実施するための緊急輸送を確保するために必要な道路。

近隣公園 1か所当たり2haを標準として、主に500mの範囲内に住む人の利用を想定した都市計画公園。

景観形成地区 兵庫県景観条例に基づく指定制度の一つで、指定の対象となる兵庫県下の優れた景観の保全および維持または創造をその目的とする。「歴史的景観形成地区」、「住宅街等景観形成地区」、「まちなか景観形成地区」、「沿道景観形成地区」に種別される。

限界集落 代表的なものとして、大野晃氏（北見工業大学教授、高知大学名誉教授）による定義がある。
『65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ田役、道役などの社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落』

広告景観モデル地区 兵庫県屋外広告物条例に基づく指定制度の一つで、地域の歴史や伝統を尊重し、あるいは新しいまちづくりにふさわしい広告景観の形成を図るため、地域における固有の広告景観形成基準を定め、これによる指導・誘導・支援により魅力ある地域環境の創造を目指すことを目的とする。

さ行

市街地開発事業 都市基盤施設の整備と計画的な土地利用を面的に行い、良好な市街地を形成する事業のこと。土地区画整理事業や市街地再開発事業が該当する。

自主防災組織	災害対策基本法に規定されている地域住民（自治会を母体とする）による任意の防災組織。
水源涵養	森林の土壌が降雨を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を防止するとともに、川の流量を安定させる機能。
セットバック	土地に接する道路の幅員が 4 m に満たない時に、道路の中心から 2 m 後退して建物を建築すること。
総合公園	1 か所当たり 10～50ha を標準として、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市計画公園。
た行	
地域地区	都市計画区域内の土地を土地利用の目的によって区分し、建築物などについて必要な制限をすることによって、土地の合理的な利用を図るために定める都市計画。
地区計画	都市計画法に定められる制度。地区単位で、道路・公園等の配置や建築物の形態や用途、高さの制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める計画。
都市機能	商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業支援、居住など、都市的な活動を営むための各種機能。
都市計画区域	都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、中心市街地を含み、かつ自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などを勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。
都市計画公園	都市に配置されるべき施設として、都市計画法に基づき都市計画決定を経て設置される都市公園。
都市計画道路	都市の基盤的施設として、都市計画法に基づく都市計画決定による道路。
都市計画法	都市計画の実施を図るための法律。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、(1)都市計画の内容及びその決定手続き、(2)都市計画制限、(3)都市計画事業、(4)その他都市計画に関して必要な事項を定めている。
都市施設	道路、公園、下水道等の都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもののこと。

土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき指定される、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設又は変更等に関する事業。
土地利用	土地の状態や用途といった利用状況のこと、あるいは土地を利用すること自体を表す概念。
は行	
パークアンドライド	郊外の自宅から近郊の鉄道駅・バスターミナルまで自動車に出て、駐車場に駐車（パーク）し、そこから電車・バスなどの公共交通機関を利用（ライド）する方式。
播磨圏域連携中枢都市圏	播磨圏域の7市8町（姫路市、加古川市、相生市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町）で構成される。連携中枢都市制度は、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携して、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても、一定の圏域人口を有しつつ、活力ある社会経済を維持していくことを目的とする。
や行	
ユニバーサルデザイン	ユーザーを差別化せず、誰もが共有可能な状態を実現する製品や環境のデザインにすること。
用途地域	秩序ある土地利用を誘導するため、住居、商業、工業等、市街地の大枠として土地利用を定めるため、建物用途を制限するもの。